

健発 1030 第 2 号 保発 1030 第 7 号 平成 29 年 10 月 30 日

全日本病院協会長 殿

厚生労働省健康局長 (公 印 省 略) 厚生労働省保険局長 (公 印 省 略)

平成30年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診 実施機関等により作成された記録の取扱いについて

標記について、別添のとおり都道府県知事宛てに通知しておりますので、貴職におかれましても適切に御対応いただくようお願い申し上げます。

「平成30年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて」の通知先

地方厚生(支)局長 日本看護協会長

健康保険組合連合会長日本栄養士会長

全国健康保険協会理事長 都道府県知事

国民健康保険中央会長

社会保険診療報酬支払基金理事長

共済組合連盟会長

日本私立学校振興・共済事業団理事長

地方公務員共済組合協議会長

日本医師会長

日本歯科医師会長

結核予防会理事長

全国労働衛生団体連合会長

全日本病院協会長

日本総合健診医学会理事長

日本人間ドック学会理事長

日本病院会長

予防医学事業中央会理事長

健 発 1030 第 1 号 保 発 1030 第 6 号 平成 29 年 10 月 30 日

都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長 (公印省略)

厚生労働省保険局長 (公印省略)

平成30年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて

平成30年度以降における高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく特定健康診査及び特定保健指導(以下「特定健康診査等」という。)の実施に関する基準等については、改正省令(平成29年厚生労働省令第88号)及び改正告示(平成29年厚生労働省告示第265号から第271号まで)が平成29年8月1日に公布され、平成30年4月1日に施行されることとなったところですが、その内容等の詳細及び健診実施機関等が特定健康診査等を実施した場合の記録の取扱いについては、下記のとおりですので、管内の市町村及び関係団体等への周知とともに、実施に遺漏なきようお願いいたします。

また、本通知は平成30年4月1日から適用します。これに伴い、平成20年3月10日付け健発第0310007号・保発第0310001号厚生労働省健康局長・保険局長連名通知「特定健康診査及び特定保健指導の実施について」、平成20年3月28日付け健発第0328024号・保発第0328003号厚生労働省健康局長・保険局長連名通知「電磁的方法により作成された特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の取扱いについて」及び平成25年3月29日付け健発0329第23号・保発0329第19号厚生労働省健康局長・保険局長連名通知「平成25年度以降に実施される特定健康診査及び特定保健指導に関する電磁的方法により作成された記録の取扱いについて」は、平成30年3月31日をもって廃止します。ただし、本通知の適用前に実施された特定健康診査の結果に基づく特定保健指導については、なお従前の例によることとします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

#### 第一 特定健康診查

- 1 特定健康診査を受診する者に対する事前の通知について 特定健康診査の受診者に対し、特定健康診査を実施する前に、次の(1)及び(2)につい て通知しておくこと。
  - (1) 特定健康診査の意義 特定健康診査は、自分自身の健康状態を認識できる機会であることや、日頃の生 活習慣が特定健康診査の結果に表れてくるものであるということ。
  - (2) 検査前の食事の摂取、運動について
    - ア アルコールの摂取や激しい運動は、特定健康診査の前日は控えること。
    - イ 午前中に特定健康診査を実施する場合は、空腹時血糖、中性脂肪等の検査結果 に影響を及ぼすため、特定健康診査前10時間以上は、水以外の飲食物を摂取しな いこと。
    - ウ 午後に特定健康診査を実施する場合は、ヘモグロビン A1c 検査を実施する場合であっても、軽めの朝食とするとともに、他の検査結果への影響を軽減するため、特定健康診査まで水以外の飲食物を摂取しないことが望ましいこと。
    - エ やむを得ず空腹時以外に採血を行い、ヘモグロビン A1c を測定しない場合には、 食後3.5時間以降に採血を行うこと。
- 2 特定健康診査の実施方法及び判定基準について
  - (1) 既往歴の調査

高血圧症、脂質異常症及び糖尿病の治療に係る薬剤の服用の有無及び喫煙習慣について、確実に聴取すること。

- (2) 腹囲の検査
  - ア 立位、軽呼気時において、臍(へそ)の高さで測定すること。
  - イ 脂肪の蓄積が著明で臍が下方に変位している場合は、肋骨下縁と上前腸骨棘の 中点の高さで測定すること。
  - ウ より詳細については、平成29年「国民健康・栄養調査必携(厚生労働省)」や 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所のホームペ ージ(※1)において示されているので、これらを参考とすること。
- (3) 血圧の測定
  - ア 測定回数は、原則2回とし、その2回の測定値の平均値を用いること。ただし、 実施状況に応じて、1回の測定についても可とする。
  - イ その他、測定方法については、関係団体により手引書(「循環器病予防ハンドブック第7版」(一般社団法人日本循環器病予防学会編。以下同じ。)等)が示されているので、これを参考とすること。
- (4) 血中脂質検査及び肝機能検査
  - ア 原則として、分離剤入りプレイン採血管を用いること。

- イ 採血後、原則として早急に遠心分離し、24 時間以内に測定するのが望ましい。 なお、これが困難な場合は、採血後に採血管は冷蔵又は室温で保存し、12 時間以 内に遠心分離すること。
- ウ 血清は、測定まで冷蔵で保存し、採血から72時間以内に測定すること。
- エ 血中脂質検査の測定方法については、トレーサビリティ(検査測定値について、測定の基準となる標準物質に合わせられることをいう。以下同じ。)のとれた可視吸光光度法、紫外吸光光度法等によること。なお、LDLコレステロールの値は、中性脂肪の値が 400mg/dl 以上又は食後採血の場合を除き、フリードワルド式を用いて算出することができ、中性脂肪が 400mg/dl 以上又は食後採血の場合は、NonーHDLコレステロールの値を用いて評価することができる。 LDLコレステロール (フリードワルド式)及びNonーHDLコレステロールの値は、次式により算出する。
  - ① LDLコレステロール (フリードワルド式) (mg/dl) = 総コレステロール (mg/dl) HDLコレステロール (mg/dl) 中性脂肪 (mg/dl) / 5
  - ② Non-HDLコレステロール (mg/d1) =総コレステロール (mg/d1) -H DLコレステロール (mg/d1)
- オ 肝機能検査の測定方法については、GOT(AST)及びGPT(ALT)検査については、トレーサビリティのとれた紫外吸光光度法等によるとともに、 $\gamma$   $-GTP(\gamma-GT)$ 検査については、トレーサビリティのとれた可視吸光光度法等によること。

#### (5) 血糖検査

次のア又はイのいずれかの方法により行うこと。

ア 血中グルコースの量の検査

- ① 空腹時血糖であることを明らかにすること。なお、10時間以上食事をしていない場合を空腹時血糖とすること。やむを得ず空腹時以外において採血を行い、ヘモグロビン A1c を測定しない場合は、食直後を除き随時血糖により血糖検査を行うことができる。なお、食直後とは、食事開始時から3.5時間未満とする。
- ② 原則として、フッ化ナトリウム入り採血管(血糖検査用採血管)を用いること。
- ③ 採血後、採血管内を5~6回静かに転倒・混和すること。
- ④ 混和後、採血管は冷蔵で保管し、採血から6時間以内に遠心分離して測定することが望ましいが、困難な場合には、採血から12時間以内に遠心分離し測定すること。
- ⑤ 遠心分離で得られた血漿は、測定まで冷蔵で保存し、採血から72時間以内に 測定すること。
- ⑥ 測定方法については、トレーサビリティのとれた電位差法、可視吸光光度法、 紫外吸光光度法等によること。

#### イ ヘモグロビン A1c 検査

- ① フッ化ナトリウム入り採血管(血糖検査用採血管)又はエチレンジアミン四 酢酸(EDTA)入り採血管を用いること。
- ② 採血後、採血管を5~6回静かに転倒・混和すること。

- ③ 混和後、採血管は、冷蔵で保管すること。
- ④ 採血後、48時間以内に測定すること。
- ⑤ 測定方法については、トレーサビリティのとれた免疫学的方法、高速液体クロマトグラフィー(HPLC)法、酵素法等によること。

#### (6) 尿中の糖及び蛋白の検査

ア 原則として、中間尿を採尿すること。

- イ 採取後、4時間以内に試験紙法で測定することが望ましいが、困難な場合には、 尿検体を専用の容器に移して密栓し、室温で保存する場合は24時間以内、冷蔵で 保存する場合は48時間以内に測定すること。
- ウ その他、測定方法及び判定方法については、関係団体により手引書(「循環器病 予防ハンドブック第7版」等)が示されているので、これを参考とすること。

#### (7) 貧血検査

ア エチレンジアミン四酢酸 (EDTA) 入り採血管を用いること。

- イ 採血後、採血管内のエチレンジアミン四酢酸(EDTA)を速やかに溶かすこと。
- ウ 混和後、室温に保管し、12時間以内に測定すること。

#### (8) 心電図検査

ア 安静時の標準12誘導心電図を記録すること。

イ その他、検査方法及び判定基準については、関係団体により手引書(「循環器病 予防ハンドブック第7版」等)が示されているので、これを参考とすること。

#### (9) 眼底検査

- ア 手持式、額帯式、固定式等の電気検眼鏡又は眼底カメラ撮影により実施すること。
- イ 高血糖者に対しては、原則、両眼の眼底撮影を行う。その上で、所見の判定が より重症な側の所見を記載すること。
- ウ その他、検査方法及び判定基準については、関係団体により手引書(「循環器病 予防ハンドブック第7版」等)が示されているので、これを参考とすること。

#### (10) 血清クレアチニン検査

ア 血清クレアチニン検査については、可視吸光光度法(酵素法)等によること。

イ eGFRにより腎機能を評価すること。

ウ eGFRは、次式により算出する。

男性: e G F R  $(m1/\%/1.73 \text{ m}^2) = 194 \times$  血清クレアチニン値 $^{-1.094} \times$  年齢 $^{-0.287}$ 女性: e G F R  $(m1/\%/1.73 \text{ m}^2) = 194 \times$  血清クレアチニン値 $^{-1.094} \times$  年齢 $^{-0.287} \times 0.739$ 

#### (11) その他

ア 現在の生活習慣、過去の健康診査の受診状況、家族歴等について、必要に応じ て質問票等により聴取すること。 イ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の法令に基づき行われる健康 診断において、特定健康診査に相当する項目を実施したことを保険者が確認した 場合は、第一の2の(1)から(10)までに掲げる実施方法と異なるものであっても、特 定健康診査の全部又は一部を行ったものとすること。

#### 第二 特定健康診査の結果通知

- 1 特定健康診査の結果通知
  - (1) 特定健康診査の結果通知は全ての特定健康診査の受診者に行うものとすること。
  - (2) 特定健康診査の受診者に対して、特定健康診査の結果を通知するに当たっては、 異常値を示している項目、異常値の程度及び異常値が持つ意味等を受診者に分かる ようなものとすること。
  - (3) 特定健康診査の結果通知の様式例については別紙1のとおりであるので、これを 参考とされたいこと。なお、特定健康診査の結果通知の様式は、別紙1の様式例の 記載事項を最低限含むものであって、受診者に対する効果的な結果通知となるもの であれば、別紙1の様式例を変更し使用することは差し支えない。
- 2 特定健康診査の結果通知に当たっての留意事項

特定健康診査の結果通知に当たっては、特定健康診査の受診者が自らの健康状態を 自覚し、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提 供すること。なお、当該情報の提供に当たっては、次の(1)から(3)までに掲げる事項に 留意すること。

- (1) 特定健康診査の結果等から受診者個人に合わせたものを受診者ごとに提供すること。
- (2) 提供する情報は、次のアからウまでに掲げる内容を含むものとすること。
  - ア 特定健康診査の意義(自分自身の健康状態を認識できる機会、日頃の生活習慣が特定健康診査の結果に表れてくる等)や特定健康診査の結果の見方(特定健康 診査の結果が表す意味を自分自身の身体で起きていることと関連づけられる内容)
  - イ 内臓脂肪症候群 (メタボリックシンドローム) や生活習慣病に関する基本的な知識と、対象者のどのような生活習慣が生活習慣病を引き起こすかということ、食生活、身体活動・運動等の生活習慣、料理や食品のエネルギー量、身体活動・運動によるエネルギー消費量
  - ウ 対象者にとって身近で活用できる健康増進施設、地域のスポーツクラブや運動 教室、健康に配慮した飲食店や社員食堂等に関する情報
- (3) 特定健康診査の結果等から特に問題のない者については、特定健康診査の結果の見方その他健康の保持や増進に資する内容の情報を提供すること。

#### 第三 特定保健指導

- 1 保健指導に関する一定の実務経験のある看護師について
  - (1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成 19 年厚生労働省令第 157号。以下「実施基準」という。) 附則第2条中「保健指導に関する一定の実務の 経験を有する看護師」とあるのは、平成20年4月現在において1年以上(必ずしも 継続した1年間である必要はない。)、保険者が保健事業として実施する生活習慣病

予防に関する相談及び教育の業務又は事業主が労働者に対して実施する生活習慣病 予防に関する相談及び教育の業務に従事した経験を有する看護師と解するものとす ること。なお、業務に従事とは、反復継続して当該業務に専ら携わっていることを 意味するものであること。

- (2) 特定保健指導を受託する機関は、当該「保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」が受託業務に従事する予定がある場合には、委託元の保険者に対し、保険者や事業主等が作成した1年以上実務を経験したことを証明する文書(「実務経験証明書」という。) を提出すること。
- 2 積極的支援対象者に対する初回面接後の支援について
  - (1) 積極的支援対象者のうち、前年度において、積極的支援対象者であり、かつ、前年度において積極的支援を終了した者に対する支援について
    - ア 実施基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法(平成25年厚生労働省告示第91号。以下「特定保健指導の実施方法告示」という。)第2の1の(2)のア中「腹囲及び体重の値が一定程度減少していると認められるもの」とは、当該年度の特定健康診査の結果において、前年度の特定健康診査の結果と比べ、BMIが30(kg/m²)未満の場合は、腹囲1.0(cm)以上かつ体重1.0(kg)以上減少している者、BMIが30(kg/m²)以上の場合は、腹囲2.0cm以上かつ体重2.0kg以上減少している者であること。
    - イ アに掲げる者に対しては、初回の面接による支援が終了した後、必要に応じた 支援又は3ヶ月以上の継続的な支援を行うこと。必要に応じた支援は、特定保健 指導の実施方法告示第2の2の(11)及び(14)に規定する方法により算定するポイント の合計が180ポイント未満でもよい。
  - (2) 積極的支援対象者のうち、実績評価を行う時点において、当該年度の特定健康診査の結果と比べて、腹囲及び体重の値が一定程度減少したと認められた者に対する支援について
    - ア 特定保健指導の実施方法告示第2の1の(2)のイ中「腹囲及び体重の値が一定程度減少したと認められた者」とは、実績評価を行う時点において、当該年度の特定健康診査の結果と比べ、腹囲2.0 (cm) 以上かつ体重2.0 (kg) 以上減少している者又は当該年度の特定健康診査の体重の値に、0.024 を乗じた体重(kg)かつ同体重(kg)と同じ値の腹囲(cm)以上減少している者であること。
    - イ アに掲げる者に対しては、初回の面接による支援が終了した後、3ヶ月以上の 適切な支援又は3ヶ月以上の継続的な支援を行うこと。3ヶ月以上の適切な支援 は、積極的支援対象者に対する3ヶ月以上の継続的な支援におけるポイントの在 り方や、生活習慣の改善効果を得るための目安となる新たな指標等を検証するた め行う、柔軟な運用による特定保健指導のモデル実施であり、モデル実施を行う 保険者は、別途定めるモデル実施に関する実施計画書及び実績報告書を国に提出 し、国が行うモデル実施に関する効果の検証のための作業に協力すること。
    - ウ 実績評価の時点でアに掲げる腹囲及び体重の基準を満たさない場合、追加支援 を実施し特定保健指導の実施方法告示第2の2(11)及び(14)に規定する方法により算 定するポイントの合計が180ポイント以上に達すれば、積極的支援を実施したこ ととする。

- 3 食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる 者について
  - (1) 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者
    - ア 実施基準第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働 大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有す ると認められる者(平成20年厚生労働省告示第10号。以下「実践的指導実施者 告示」という。)第1の1中「看護師、栄養士等」とあるのは、看護師、栄養士の ほかに薬剤師、助産師、准看護師、歯科衛生士を含む趣旨であること。
    - イ 実践的指導実施者告示第1の2中「1に定める者と同等以上の能力を有すると 認められる者」に相当するのは、事業場における労働者の健康保持増進のための 指針(昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号。以下「THP指 針」という。)に基づく産業栄養指導担当者であって別紙2の追加研修を受講した 者又はTHP指針に基づく産業保健指導担当者であって別紙3の追加研修を受講 した者であること。
    - ウ なお、THP指針に基づく産業栄養指導担当者であって管理栄養士である者、 又はTHP指針に基づく産業保健指導担当者であって保健師又は第三の1(1)の 保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師(平成36年3月31日までの期間に限る。)である者については、それぞれ別紙2又は別紙3の追加研修を受講する必要はないものとすること。
    - エ また、平成20年3月31日までに、THP指針別表の5に定める産業栄養指導専門研修を修了した産業栄養指導担当者又はTHP指針別表の6に定める産業保健指導専門研修を修了した産業保健指導担当者については、それぞれ別紙2又は別紙3の追加研修を受講する必要はないものとすること。
    - オ 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有する者は、医師、保健師、管理栄養士又は第三の1(1)の保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師(平成36年3月31日までの期間に限る。)が作成する特定保健指導支援計画に基づき、これらの者の統括の下で食生活の改善指導を実施するものであること。
    - カ 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有する者においては、3メッ ツ以下の運動指導を実施することができるものとする。なお、メッツの考え方な どについては、厚生労働省のホームページ(※2)に「健康づくりのための身体 活動基準2013」が示されているので、これを参考とすること。
    - \* 2 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002xple-att/2r9852000002xpqt.pdf
  - (2) 運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者
    - ア 実践的指導実施者告示第2の1中、「看護師、栄養士等」とあるのは、看護師、 栄養士のほかに歯科医師、薬剤師、助産師、准看護師、理学療法士を含む趣旨で あること。
    - イ 実践的指導実施者告示第2の2中「1に定める者と同等以上の能力を有すると 認められる者」に相当するものは、公益財団法人健康・体力づくり事業財団が認 定する健康運動指導士のほか、THP指針に基づく運動指導担当者であって、別 紙4の追加研修を受講した者であること。

- ウ なお、THP指針に基づく運動指導担当者であって保健師及び管理栄養士並びに第三の1(1)の保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師(平成36年3月31日までの期間に限る。)である者については、別紙4の追加研修を受講する必要はないものとすること。
- エ また、平成20年3月31日までにTHP指針別表の2に定める運動指導専門研修を修了した運動指導担当者については、別紙4の追加研修を受講する必要はないものとすること。
- オ 運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者は、医師、保健師、管理栄養士又は第三の1(1)の保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師(平成36年3月31日までの期間に限る。)が作成する特定保健指導支援計画に基づき、これらの者の統括の下で運動指導を実施するものであること。

#### (3) 実践的指導実施者告示別表に定める研修

- ア 実践的指導実施者告示別表に定める研修を実施する機関は、次に掲げる条件を 満たすものであること。
  - ① 国立保健医療科学院のホームページ上に設けるデータベースに上記研修を実施する機関として所定の登録を行うこと。
  - ② 研修で用いる教材は、「特定保健指導の実践的指導実施者育成プログラムの開発に関する研究」(主任研究者:河野啓子、平成19年度厚生労働科学特別研究) において作成された研修教材の内容を最低限含むものとすること。
  - ③ 研修を行う講師は、医師、保健師又は管理栄養士としての実務経験があり保健指導の専門的知識及び技術を有する者、又はこれと同等以上の知識経験を有する者であること。
  - ④ 研修修了者に対して、研修を修了したことを証明する書面を交付すること。
- ウ 実践的指導実施者告示第1の1、第2の1の看護師、栄養士等は、実践的指導 を実施するまでに、当該告示別表第1、別表第2に定める研修を修了しているこ と。
- エ 特定保健指導を受託する者は、実践的指導実施者告示を満たす者が受託業務に 従事する予定がある場合には、委託元の保険者に対し、実践的指導実施者が当該 告示別表第1、別表第2に定める研修を修了したこと等を証明する文書を提出す ること。

#### 4 特定保健指導支援計画について

- (1) 特定保健指導支援計画においては、行動計画、支援内容のほか、保健指導の実施 状況及びその結果並びに終了時の評価結果等を記載し、実施報告書としての役割を 備えることとすること。
- (2) なお、特定保健指導支援計画及び実施報告書については、別紙5の様式例を参考とすること。
- (3) 動機付け支援においても、別紙5の様式例を参考として、行動計画、保健指導の 実施状況及び終了時の評価結果等を記載した実施報告書を作成することとすること。

- 5 健診実施機関等が特定健康診査等を実施した場合の記録の取扱いについて 健診実施機関等が特定健康診査等を実施した場合の記録の取扱い及び保険者への送 付方法等については、以下のとおりとすること。
  - (1) 電磁的方法により保険者に対して提出することとする。また提出すべき特定健康診査等に関する記録の内容は、別紙6のとおりとする。
  - (2) 特定健康診査等に関する電磁的記録は、原則として、XMLで記述するものとする。

#### 6 その他

- (1) 特定保健指導を行う者は、以下ア及びイの事項を遵守すること。
  - ア 特定保健指導を行う際に、特定の商品又はサービス等の販売、推奨又は勧誘等 を行わないこととすること。
  - イ 特定保健指導を行う者である地位を利用し、不当に特定の商品又はサービス等 の販売、推奨又は勧誘等を行わないこととすること。
- (2) 別紙2、別紙3及び別紙4の追加研修は、中央労働災害防止協会において、その研修の実施についての相談を行っている。
- (3) 特定保健指導に関する具体的な実施方法等については、厚生労働省健康局より示される「標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】」の第3編保健指導を参考とすること。

以上

参考資料

○「特定健康診査及び特定保健指導の実施について」対照表

#### 平成30年度以降

(平成29年10月30日付け健発1030第1号・保発1030第6号)

平成30年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施<u>並びに</u> 健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて

平成30年度以降における高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく特定健康診査及び特定保健指導(以下「特定健康診査等」という。)の実施に関する基準等については、改正省令(平成29年厚生労働省令第88号)及び改正告示(平成29年厚生労働省告示第265号から第271号まで)が平成29年8月1日に公布され、平成30年4月1日に施行されることとなったところですが、その内容等の詳細及び健診実施機関等が特定健康診査等を実施した場合の記録の取扱いについては、下記のとおりですので、管内の市町村及び関係団体等への周知とともに、実施に遺漏なきようお願いいたします。

また、本通知は平成 30 年4月1日から適用します。これに伴い、平成 20 年 3 月 10 日付け健発第 0310007 号・保発第 0310001 号厚生労働省健康局長・保険局長連名通知「特定健康診査及び特定保健指導の実施について」、平成 20 年 3 月 28 日付け健発第 0328024 号・保発第 0328003 号厚生労働省健康局長・保険局長連名通知「電磁的方法により作成された特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の取扱いについて」及び平成 25 年 3 月 29 日付け健発 0329 第 23 号・保発 0329 第 19 号厚生労働省健康局長・保険局長連名通知「平成 25 年度以降に実施される特定健康診査及び特定保健指導に関する電磁的方法により作成された記録の取扱いについて」は、平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止します。ただし、本通知の適用前に実施された特定健康診査の結果に基づく特定保健指導については、なお従前の例によることとします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4 第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

#### 現行

(平成20年3月10日付け健発0310007号・保発0310001号)

特定健康診査及び特定保健指導の実施について

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する特定健康診査及び特定保健指導については、関係政省令及び関連告示を公布したところであるが、その内容等の詳細については下記のとおりとするので、御了知の上、貴都道府県内の市町村及び関係団体等への周知を図られるとともに、実施に遺漏なきよう願いたい。

記

#### 第一 特定健康診査

- 1 特定健康診査を受診する者に対する事前の通知について 特定健康診査の受診者に対し、特定健康診査を実施する前に、次 の(1)及び(2)について通知しておくこと。
  - (1) 特定健康診査の意義

特定健康診査は、自分自身の健康状態を認識できる機会であることや、日頃の生活習慣が特定健康診査の結果に表れてくるものであるということ。

- (2) 検査前の食事の摂取、運動について
  - ア アルコールの摂取や激しい運動は、特定健康診査の前日は控えること。
  - <u>イ</u> 午前中に<u>特定健康診査</u>を実施する場合は、<u>空腹時血糖、中性脂肪</u>等の検査結果に影響を及ぼすため、<u>特定健康診査</u>前 10 時間以上は、水以外の飲食物を摂取しないこと。
  - ウ 午後に<u>特定健康診査</u>を実施する場合は、ヘモグロビン A1c 検査を実施する場合であっても、軽めの朝食とするとともに、他の検査結果への影響を軽減するため、<u>特定健康診査</u>まで水以外の飲食物を摂取しないことが望ましいこと。
  - エ やむを得ず空腹時以外に採血を行い、ヘモグロビン A1c を測 定しない場合には、食後3.5時間以降に採血を行うこと。

(削除)

- 2 特定健康診査の実施方法及び判定基準について
  - (1) 既往歴の調査

高血圧症、脂質異常症及び糖尿病の治療に係る薬剤の服用の有無及び喫煙習慣について、確実に聴取すること。

記

#### 第一 特定健康診査

- 1 特定健康診査を受診する者に対する事前の通知について 特定健康診査<u>(以下第一において「健診」という。)</u>の受診者に 対し、健診を実施する前に、次の<u>(1)から(3)まで</u>について通知して おくこと。
  - (1) 健診の意義

<u>健診</u>は、自分自身の健康状態を認識できる機会であることや、 日頃の生活習慣が健診結果に表れてくるものであるということ。

#### (2) 食事の摂取

(新設)

- ア 午前中に<u>健診</u>を実施する場合は、<u>血糖値等</u>の検査結果に影響を及ぼすため、<u>健診</u>前10時間以上は、水以外の飲食物を摂取しないこと。
- <u>イ</u> 午後に<u>健診</u>を実施する場合は、ヘモグロビン A1c 検査を実施する場合であっても、軽めの朝食とするとともに、他の検査結果への影響を軽減するため、<u>健診</u>まで水以外の飲食物を摂取しないことが望ましいこと。

(新設)

#### (3) その他

アルコールの摂取や激しい運動は、健診の前日は控えること。

- 2 特定健康診査の実施方法及び判定基準について
  - (1) 既往歴の調査

高血圧症、脂質異常症及び糖尿病の治療に係る薬剤の服用の有無及び喫煙習慣について、確実に聴取すること。

#### (2) 腹囲の検査

- ア 立位、軽呼気時において、臍(へそ)の高さで測定すること。
- イ 脂肪の蓄積が著明で臍が下方に変位している場合は、肋骨下 縁と上前腸骨棘の中点の高さで測定すること。
- ウ より詳細については、<u>平成29年</u>「国民健康・栄養調査必携 (厚生労働省)」や<u>国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所</u>のホームページ(※1)において示されているので、これらを参考とすること。

#### (3) 血圧の測定

- ア 測定回数は、原則2回とし、その2回の測定値の平均値を用いること。ただし、実施状況に応じて、1回の測定についても可とする。
- イ その他、測定方法については、関係団体により手引書<u>(「循</u> 環器病予防ハンドブック第7版」(一般社団法人日本循環器病 予防学会編。以下同じ。)等)が示されているので、これを参 考とすること。

#### (4) 血中脂質検査及び肝機能検査

- ア 原則として、分離剤入りプレイン採血管を用いること。
- イ 採血後、原則として早急に遠心分離し、24 時間以内に測定す るのが望ましい。なお、これが困難な場合は、採血後に採血管 は冷蔵又は室温で保存し、12 時間以内に遠心分離すること。
- ウ 血清は、測定まで冷蔵で保存し、採血から 72 時間以内に測 定すること。
- エ 血中脂質検査の測定方法については、トレーサビリティ(検査測定値について、測定の基準となる標準物質に合わせられることをいう。以下同じ。)のとれた可視吸光光度法、紫外吸光光度法等によること。<u>なお、LDLコレステロールの値は、中</u>性脂肪の値が 400mg/d1 以上又は食後採血の場合を除き、フリ

#### (2) 腹囲の検査

- ア 立位、軽呼気時において、臍の高さで測定すること。
- イ 脂肪の蓄積が著明で臍が下方に変位している場合は、肋骨下 縁と前上腸骨棘の中点の高さで測定すること。
- ウ より詳細については、<u>平成19年</u>「国民健康・栄養調査必携 (厚生労働省)」や<u>独立行政法人国立健康・栄養研究所</u>のホームページ(※1)において示されているので、これらを参考とすること。
- X 1 http://www.nih.go.jp/eiken/chosa/kenkoeiyo.html

#### (3) 血圧の測定

- ア 測定回数は、原則2回とし、その2回の測定値の平均値を用いること。ただし、実施状況に応じて、1回の測定についても可とする。
- イ その他、測定方法については、関係団体により手引書<u>(「循</u> 環器病予防ハンドブック」(社団法人日本循環器管理研究協議 会編)等)が示されているので、これを参考とすること。

### (4) 血中脂質検査及び肝機能検査

- ア 原則として、分離剤入りプレイン採血管を用いること。
- イ 採血後、採血管は冷蔵又は室温で保存し、12時間以内に遠心分離すること。
- ウ 血清は、測定まで冷蔵で保存し、採血から72時間以内に測 定すること。
- エ 血中脂質検査の測定方法については、トレーサビリティ(検査測定値について、測定の基準となる標準物質に合わせられることをいう。以下同じ。)のとれた可視吸光光度法、紫外吸光光度法等によること。

- ードワルド式を用いて算出することができ、中性脂肪が400mg/dl以上又は食後採血の場合は、Non-HDLコレステロールの値を用いて評価することができる。LDLコレステロール(フリードワルド式)及びNon-HDLコレステロールの値は、次式により算出する。
- ① LDLコレステロール (フリードワルド式) (mg/dl) =総 コレステロール (mg/dl) -HDLコレステロール (mg/dl) -中性脂肪 (mg/dl) /5
- ② Non-HDLコレステロール (mg/d1) =総コレステロール (mg/d1) -HDLコレステロール (mg/d1)
- オ 肝機能検査の測定方法については、GOT(AST)及びG PT(ALT)検査については、 $トレーサビリティのとれた紫外吸光光度法等によるとともに、<math>\gamma-GTP(\gamma-GT)$ 検査 については、トレーサビリティのとれた可視吸光光度法等によること。
- (5) 血糖検査

次のア又はイのいずれかの方法により行うこと。

### ア 血中グルコースの量の検査

- ① 空腹時血糖であることを明らかにすること。なお、10 時間以上食事をしていない場合を空腹時血糖とすること。<u>やむを</u>得ず空腹時以外において採血を行い、ヘモグロビン A1c を測定しない場合は、食直後を除き随時血糖により血糖検査を行うことができる。なお、食直後とは、食事開始時から 3.5 時間未満とする。
- ② 原則として、フッ化ナトリウム入り採血管(血糖検査用採血管)を用いること。
- ③ 採血後、採血管内を5~6回静かに転倒・混和すること。
- ④ 混和後、採血管は冷蔵で保管し、採血から6時間以内に遠

オ 肝機能検査の測定方法については、GOT及びGPT検査については、トレーサビリティのとれた紫外吸光光度法等によるとともに、γ-GTP検査については、トレーサビリティのとれた可視吸光光度法等によること。

#### (5) 血糖検査

次のア又はイのいずれかの方法により行うこと。<u>なお、空腹時</u> に採血が行えなかった場合には、ヘモグロビン Alc 検査を実施す ること。

ア 血中グルコースの量の検査

① 空腹時血糖であることを明らかにすること。なお、10時間以上食事をしていない場合を空腹時血糖とすること。

- ② 原則として、フッ化ナトリウム入り採血管(血糖検査用採血管)を用いること。
- ③ 採血後、採血管内のフッ化ナトリウムなどを血液に速やかに溶かすこと。
- ④ 混和後、採血管は冷蔵で保管し、採血から6時間以内に測

<u>心分離して測定することが望ましい</u>が、困難な場合には、採 血から12時間以内に遠心分離し測定すること。

- ⑤ 遠心分離で得られた血漿は、測定まで冷蔵で保存し、採血から72時間以内に測定すること。
- ⑥ 測定方法については、トレーサビリティのとれた電位差 法、可視吸光光度法、紫外吸光光度法等によること。

#### イ ヘモグロビン A1c 検査

- ① フッ化ナトリウム入り採血管(血糖検査用採血管)又はエチレンジアミン四酢酸(EDTA)入り採血管を用いること。
- ② 採血後、採血管を5~6回静かに転倒・混和すること。
- ③ 混和後、採血管は、冷蔵で保管すること。
- ④ 採血後、48 時間以内に測定すること。
- ⑤ 測定方法については、トレーサビリティのとれた免疫学的方法、高速液体クロマトグラフィー(HPLC)法、酵素法等によること。

#### (6) 尿中の糖及び蛋白の検査

ア原則として、中間尿を採尿すること。

- イ 採取後、4時間以内に試験紙法で測定することが望ましいが、困難な場合には、尿検体を専用の容器に移して密栓し、室温で保存する場合は24時間以内、冷蔵で保存する場合は48時間以内に測定すること。
- ウ その他、測定方法及び判定方法については、関係団体により 手引書<u>(「循環器病予防ハンドブック第7版」等)</u>が示されて いるので、これを参考とすること。

#### (7) 貧血検査

ア エチレンジアミン四酢酸 (EDTA) 入り採血管を用いること。

<u>定又は遠心分離することが望ましい</u>が、困難な場合には、採血から12時間以内に測定又は遠心分離すること。

- ⑤ 遠心分離で得られた血漿は、測定まで冷蔵で保存し、採血から72時間以内に測定すること。
- ⑥ 測定方法については、トレーサビリティのとれた電位差法、可視吸光光度法、紫外吸光光度法等によること。

#### イ ヘモグロビン A1c 検査

- ① フッ化ナトリウム入り採血管(血糖検査用採血管)又はエチレンジアミン四酢酸(EDTA)入り採血管を用いること。
- ② 採血後、<u>採血管内のフッ化ナトリウムやエチレンジアミン</u> 四酢酸 (EDTA) 等を血液に速やかに溶かすこと。
- ③ 混和後、採血管は、冷蔵で保管すること。
- ④ 採血後、48時間以内に測定すること。
- ⑤ 測定方法については、トレーサビリティのとれた免疫学的方法、高速液体クロマトグラフィー(HPLC)法、酵素法等によること。

#### (6) 尿中の糖及び蛋白の検査

ア原則として、中間尿を採尿すること。

- イ 採取後、4時間以内に試験紙法で測定することが望ましいが、困難な場合には、尿検体を専用の容器に移して密栓し、室温で保存する場合は24時間以内、冷蔵で保存する場合は48時間以内に測定すること。
- ウ その他、測定方法及び判定方法については、関係団体により 手引書<u>(「循環器病予防ハンドブック」(社団法人日本循環器管理研究協議会編)等)</u>が示されているので、これを参考とすること。

#### (7) 貧血検査

ア エチレンジアミン四酢酸 (EDTA) 入り採血管を用いること。

#### 全日本病院協会 医療行政情報

https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/

- イ 採血後、採血管内のエチレンジアミン四酢酸(EDTA)を 速やかに溶かすこと。
- ウ 混和後、室温に保管し、12時間以内に測定すること。

#### (8) 心電図検査

- ア 安静時の標準 12 誘導心電図を記録すること。
- イ その他、検査方法及び判定基準については、関係団体により 手引書<u>(「循環器病予防ハンドブック第7版」等)</u>が示されて いるので、これを参考とすること。

#### (9) 眼底検査

- ア 手持式、額帯式、固定式等の電気検眼鏡又は眼底カメラ撮影により実施すること。
- <u>イ 高血糖者に対しては、原則、両眼の眼底撮影を行う。その上</u> で、所見の判定がより重症な側の所見を記載すること。
- <u>ウ</u> その他、検査方法及び判定基準については、関係団体により 手引書<u>(「循環器病予防ハンドブック第7版」等)</u>が示されて いるので、これを参考とすること。

#### (10) 血清クレアチニン検査

- <u>ア</u> 血清クレアチニン検査については、可視吸光光度法(酵素法) 等によること。
- イ eGFRにより腎機能を評価すること。
- ウ eGFRは、次式により算出する。

<u>男性:eGFR (m1/分/1.73 m²) =194×血清クレアチニン値</u> -1.094×年齢-0.287

<u>女性:eGFR (ml/分/1.73 m²) =194×血清クレアチニン値</u> -1.094×年齢-0.287×0.739

- イ 採血後、採血管内のエチレンジアミン四酢酸(EDTA)を 速やかに溶かすこと。
- ウ 混和後、室温に保管し、12時間以内に測定すること。

#### (8) 心電図検査

- ア 安静時の標準12誘導心電図を記録すること。
- イ その他、検査方法及び判定基準については、関係団体により 手引書<u>(「循環器病予防ハンドブック」(社団法人日本循環器管</u> 理研究協議会編)等)が示されているので、これを参考とする こと。

#### (9) 眼底検査

ア 手持式、額帯式、固定式等の電気検眼鏡又は眼底カメラ撮影により実施すること。

#### (新設)

イ その他、検査方法及び判定基準については、関係団体により 手引書<u>(「循環器病予防ハンドブック」(社団法人日本循環器管</u> 理研究協議会編<u>)等</u>が示されているので、これを参考とする こと。

### (新設)

#### 全日本病院協会 医療行政情報

https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/

#### (11) その他

- ア 現在の生活習慣、過去の健康診査の受診状況、家族歴等について、必要に応じて質問票等により聴取すること。
- イ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の法令に 基づき行われる健康診断において、特定健康診査に相当する項 目を実施したことを保険者が確認した場合は、第一の2の(1) から(10)までに掲げる実施方法と異なるものであっても、特定 健康診査の全部又は一部を行ったものとすること。

#### 第二 特定健康診査の結果通知

- 1 特定健康診査の結果通知
  - (1) 特定健康診査の結果通知は全ての特定健康診査の受診者に行うものとすること。
  - (2) 特定健康診査の受診者に対して、特定健康診査の結果を通知 するに当たっては、異常値を示している項目、異常値の程度及び 異常値が持つ意味等を受診者に分かるようなものとすること。
  - (3) 特定健康診査の結果通知の様式例については別紙1のとおりであるので、これを参考とされたいこと。なお、特定健康診査の結果通知の様式は、別紙1の様式例の記載事項を最低限含むものであって、受診者に対する効果的な結果通知となるものであれば、別紙1の様式例を変更し使用することは差し支えない。
- 2 特定健康診査の結果通知に当たっての留意事項

特定健康診査の結果通知に当たっては、特定健康診査の受診者が 自らの健康状態を自覚し、健康な生活習慣の重要性に対する関心と 理解を深めるために必要な情報を提供すること。なお、当該情報の 提供に当たっては、次の(1)から(3)までに掲げる事項に留意すること。

- (1) 特定健康診査の結果等から受診者個人に合わせたものを受診者ごとに提供すること。
- (2) 提供する情報は、次のアからウまでに掲げる内容を含むもの

#### (10) その他

- ア 現在の生活習慣、過去の健康診査の受診状況、家族歴等について、必要に応じて質問票等により聴取すること。
- イ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の法令に 基づき行われる健康診断において、特定健康診査に相当する項 目を実施したことを保険者が確認した場合は、第一の2の(1) から(9)までに掲げる実施方法と異なるものであっても、特定 健康診査の全部又は一部を行ったものとすること。

#### 第二 特定健康診査の結果通知

- 1 特定健康診査の結果通知
  - (1) 特定健康診査の結果通知は全ての特定健康診査の受診者に行うものとすること。
  - (2) 特定健康診査の受診者に対して、特定健康診査の結果を通知 するに当たっては、異常値を示している項目、異常値の程度及び 異常値が持つ意義等を受診者にわかるようなものとすること。
  - (3) 特定健康診査の結果通知の様式例については別紙1のとおりであるので、これを参考とされたいこと。なお、特定健康診査の結果通知の様式は、別紙1の様式例の記載事項を最低限含むものであって、受診者に対する効果的な結果通知となるものであれば、別紙1の様式例を変更し使用することは差し支えない。

#### 2 特定健康診査の結果通知に当たっての留意事項

特定健康診査の結果通知に当たっては、特定健康診査の受診者が 自らの健康状態を自覚し、健康な生活習慣の重要性に対する関心と 理解を深めるために必要な情報を提供すること。なお、当該情報の 提供に当たっては、次の(1)から(3)までに掲げる事項に留意すること。

- (1) 特定健康診査の結果等から受診者個人に合わせたものを受診者ごとに提供すること。
- (2) 提供する情報は、次のアからウまでに掲げる内容とすること。

とすること。

- ア 特定健康診査の意義(自分自身の健康状態を認識できる機会、日頃の生活習慣が特定健康診査の結果に表れてくる等)や 特定健康診査の結果の見方(特定健康診査の結果が表す意味を 自分自身の身体で起きていることと関連づけられる内容)
- イ 内臓脂肪症候群 (メタボリックシンドローム) や生活習慣病 に関する基本的な知識と、対象者のどのような生活習慣が生活 習慣病を引き起こすかということ、食生活、身体活動・運動等 の生活習慣、料理や食品のエネルギー量、身体活動・運動によるエネルギー消費量
- ウ 対象者にとって身近で活用できる健康増進施設、地域のスポーツクラブや運動教室、健康に配慮した飲食店や社員食堂等に 関する情報
- (3) 特定健康診査の結果等から特に問題のない者については、特定健康診査の結果の見方その他健康の保持や増進に資する内容の情報を提供すること。

#### 第三 特定保健指導

- 1 保健指導に関する一定の実務経験のある看護師について
  - (1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。) 附則第2条中「保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とあるのは、平成20年4月現在において1年以上(必ずしも継続した1年間である必要はない。)、保険者が保健事業として実施する生活習慣病予防に関する相談及び教育の業務又は事業主が労働者に対して実施する生活習慣病予防に関する相談及び教育の業務に従事した経験を有する看護師と解するものとすること。なお、業務に従事とは、反復継続して当該業務に専ら携わっていることを意味するものであること。
  - (2) 特定保健指導を受託する機関は、当該<u>「保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」</u>が受託業務に従事する予定がある場合には、委託元の保険者に対し、保険者や事業主等が作成し

- ア 特定健康診査の意義(自分自身の健康状態を認識できる機会、日頃の生活習慣が特定健康診査の結果に表れてくる等)や 特定健康診査の結果の見方(特定健康診査の結果が表す意味を 受診者本人の身体で起きていることと関連づけられる内容)
- イ 内臓脂肪症候群 (メタボリックシンドローム) や生活習慣病 に関する基本的な知識と、対象者の行っているどのような生活 習慣が生活習慣病を引き起こすかということ、食生活と運動習 慣のバランス、料理や食品のエネルギー量、生活活動や運動によるエネルギー消費量
- ウ 対象者にとって身近で活用できる健康増進施設、地域のスポーツクラブや運動教室、健康に配慮した飲食店や社員食堂等に 関する情報
- (3) 特定健康診査の結果等から特に問題のない者については、特定健康診査の結果の見方その他健康の保持や増進に資する内容の情報を提供すること。

#### 第三 特定保健指導

- 1 保健指導に関する一定の実務経験のある看護師について
  - (1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。) 附則第2条中「保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とあるのは、平成20年4月現在において1年以上(必ずしも継続した1年間である必要はない。)、保険者が保健事業として実施する生活習慣病予防に関する相談及び教育の業務又は事業主が労働者に対して実施する生活習慣病予防に関する相談及び教育の業務に従事した経験を有する看護師と解するものとすること。なお、業務に従事とは、反復継続して当該業務に専ら携わっていることを意味するものであること。
  - (2) 特定保健指導を受託する機関は、当該<u>「保健指導に関する一定の実務経験を有すると認められる看護師」</u>が受託業務に従事する予定がある場合には、委託元の保険者に対し、保険者や事業主

た1年以上実務を経験したことを証明する文書(「実務経験証明書」という。)を提出すること。

- 2 積極的支援対象者に対する初回面接後の支援について
  - (1) 積極的支援対象者のうち、前年度において、積極的支援対象 者であり、かつ、前年度において積極的支援を終了した者に対す る支援について
    - ア 実施基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法(平成25年厚生労働省告示第91号。以下「特定保健指導の実施方法告示」という。)第2の1の(2)のア中「腹囲及び体重の値が一定程度減少していると認められるもの」とは、当該年度の特定健康診査の結果において、前年度の特定健康診査の結果と比べ、BMIが30(kg/m³)未満の場合は、腹囲1.0(cm)以上かつ体重1.0(kg)以上減少している者、BMIが30(kg/m³)以上の場合は、腹囲2.0cm以上かつ体重2.0kg以上減少している者であること。
    - イ アに掲げる者に対しては、初回の面接による支援が終了した後、必要に応じた支援又は3ヶ月以上の継続的な支援を行うこと。必要に応じた支援は、特定保健指導の実施方法告示第2の2の(11)及び(14)に規定する方法により算定するポイントの合計が180ポイント未満でもよい。
  - (2) 積極的支援対象者のうち、実績評価を行う時点において、当 該年度の特定健康診査の結果と比べて、腹囲及び体重の値が一定 程度減少したと認められた者に対する支援について
    - ア 特定保健指導の実施方法告示第2の1の(2)のイ中「腹囲及び 体重の値が一定程度減少したと認められた者」とは、実績評価 を行う時点において、当該年度の特定健康診査の結果と比べ、 腹囲2.0 (cm) 以上かつ体重2.0 (kg) 以上減少している者又 は当該年度の特定健康診査の体重の値に、0.024 を乗じた体重 (kg) かつ同体重(kg) と同じ値の腹囲(cm) 以上減少してい る者であること。

等が作成した1年以上実務を経験したことを証明する文書(「実 務経験証明書」という。)を提出すること。

(新設)

- イ アに掲げる者に対しては、初回の面接による支援が終了した後、3ヶ月以上の適切な支援又は3ヶ月以上の継続的な支援を行うこと。3ヶ月以上の適切な支援は、積極的支援対象者に対する3ヶ月以上の継続的な支援におけるポイントの在り方や、生活習慣の改善効果を得るための目安となる新たな指標等を検証するため行う、柔軟な運用による特定保健指導のモデル実施であり、モデル実施を行う保険者は、別途定めるモデル実施に関する実施計画書及び実績報告書を国に提出し、国が行うモデル実施に関する効果の検証のための作業に協力すること。
- ウ 実績評価の時点でアに掲げる腹囲及び体重の基準を満たさない場合、追加支援を実施し特定保健指導の実施方法告示第2の2加及び個に規定する方法により算定するポイントの合計が180ポイント以上に達すれば、積極的支援を実施したこととする。
- <u>3</u> 食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を 有すると認められる者について
  - (1) 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者
    - ア 実施基準第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者(平成20年厚生労働省告示第10号。以下「実践的指導実施者告示」という。)第1の1中「看護師、栄養士等」とあるのは、看護師、栄養士のほかに薬剤師、助産師、准看護師、歯科衛生士を含む趣旨であること。
    - イ 実践的指導実施者告示第1の2中「1に定める者と同等以上の能力を有すると認められる者」に相当するのは、事業場における労働者の健康保持増進のための指針(昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号。以下「THP指針」という。)に基づく産業栄養指導担当者であって別紙2の追加研修を受講した者又はTHP指針に基づく産業保健指導担当者

- 2 食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を 有すると認められる者について
  - (1) 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者
    - ア 実施基準第7条第1項第2号及び第8条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者(平成20年厚生労働大臣告示第10号。以下「実践的指導実施者基準」という。)第1の1中「看護師、栄養士等」とあるのは、看護師、栄養士のほかに<u>歯科医師</u>、薬剤師、助産師、准看護師、歯科衛生士を含む趣旨であること。
    - イ 実践的指導実施者<u>基準</u>第1の2中「1に定める者と同等以上の能力を有すると認められる者」に相当するのは、事業場における労働者の健康保持増進のための指針(昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号。以下「THP指針」という。)に基づく産業栄養指導担当者であって別紙2の追加研修を受講した者又はTHP指針に基づく産業保健指導担当者

であって別紙3の追加研修を受講した者であること。

- ウ なお、THP指針に基づく産業栄養指導担当者であって管理 栄養士である者、又はTHP指針に基づく産業保健指導担当者 であって保健師又は第三の1(1)の保健指導に関する一定の実 務経験を有する看護師 (平成36年3月31日までの期間に限 る。) である者については、それぞれ別紙2又は別紙3の追加 研修を受講する必要はないものとすること。
- エ また、平成20年3月31日までに、THP指針別表の5に 定める産業栄養指導専門研修を修了した産業栄養指導担当者 又はTHP指針別表の6に定める産業保健指導専門研修を修 了した産業保健指導担当者については、それぞれ別紙2又は別 紙3の追加研修を受講する必要はないものとすること。
- オ 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有する者は、医師、保健師、管理栄養士又は第三の1(1)の保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師<u>(平成36年3月31日までの期間に限る。)</u>が作成する特定保健指導支援計画に基づき、これらの者の統括の下で食生活の改善指導を実施するものであること。
- カ 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有する者においては、3メッツ以下の運動指導を実施することができるものとする。なお、メッツの考え方などについては、厚生労働省のホームページ(※2)に「健康づくりのための身体活動基準2013」が示されているので、これを参考とすること。
- **※** 2

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002xple-att/2r9852000002xpqt.pdf

- (2) 運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる 者
- ア 実践的指導実施者<u>告示</u>第2の1中、「看護師、栄養士等」と あるのは、看護師、栄養士のほかに歯科医師、薬剤師、助産師、 准看護師、理学療法士を含む趣旨であること。

であって別紙3の追加研修を受講した者であること。

- ウ なお、THP指針に基づく産業栄養指導担当者であって管理 栄養士である者、又はTHP指針に基づく産業保健指導担当者 であって保健師又は第三の1(1)の保健指導に関する一定の実 務経験を有する看護師<u>(実施基準施行後5年に限る。)</u>である 者については、それぞれ別紙2又は別紙3の追加研修を受講す る必要はないものとすること。
- エ また、平成20年3月31日までに、THP指針別表の5に 定める産業栄養指導専門研修を修了した産業栄養指導担当者 又はTHP指針別表の6に定める産業保健指導専門研修を修 了した産業保健指導担当者については、それぞれ別紙2又は別 紙3の追加研修を受講する必要はないものとすること。
- オ 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有する者は、医師、保健師、管理栄養士又は第三の1(1)の保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師<u>(実施基準施行後5年に限る。)</u>が作成する特定保健指導支援計画に基づき、これらの者の統括の下で食生活の改善指導を実施するものであること。
- カ 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有する者においては、3メッツ以下の運動指導を実施することができるものとする。なお、メッツの考え方などについては、厚生労働省のホームページ(※2)に「健康づくりのための運動指針2006」(運動所要量・運動指針の策定検討会)が示されているので、これを参考とすること。

**※** 2

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/undou01/pdf/data.pdf

- (2) 運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者
  - ア 実践的指導実施者<u>基準</u>第2の1中、「看護師、栄養士等」と あるのは、看護師、栄養士のほかに歯科医師、薬剤師、助産師、 准看護師、理学療法士を含む趣旨であること。

- イ 実践的指導実施者告示第2の2中「1に定める者と同等以上の能力を有すると認められる者」に相当するものは、公益財団法人健康・体力づくり事業財団が認定する健康運動指導士のほか、THP指針に基づく運動指導担当者であって、別紙4の追加研修を受講した者であること。
- ウ なお、THP指針に基づく運動指導担当者であって保健師及び管理栄養士並びに第三の1(1)の保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師 (平成 36 年 3 月 31 日までの期間に限る。) である者については、別紙4の追加研修を受講する必要はないものとすること。
- エ また、平成20年3月31日までにTHP指針別表の2に定める運動指導専門研修を修了した運動指導担当者については、別 紙4の追加研修を受講する必要はないものとすること。
- オ 運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者は、医師、保健師、管理栄養士又は第三の1(1)の保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師<u>(平成36年3月31日までの期間に限る。)</u>が作成する特定保健指導支援計画に基づき、これらの者の統括の下で運動指導を実施するものであること。
- (3) 実践的指導実施者告示別表に定める研修
  - ア 実践的指導実施者<u>告示</u>別表に定める研修を実施する機関は、 次に掲げる条件を満たすものであること。
    - ① 国立保健医療科学院のホームページ上に設けるデータベースに上記研修を実施する機関として所定の登録を行うこと。
    - ② 研修で用いる教材は、「特定保健指導の実践的指導実施者育成プログラムの開発に関する研究」(主任研究者:河野啓子、平成19年度厚生労働科学特別研究)において作成された研修教材の内容を最低限含むものとすること。
    - ③ 研修を行う講師は、医師、保健師又は管理栄養士としての 実務経験があり保健指導の専門的知識及び技術を有する者、

- イ 実践的指導実施者基準第2の2中「1に定める者と同等以上 の能力を有すると認められる者」に相当するものは、財団法人 健康・体力づくり事業財団が認定する健康運動指導士のほか、 THP指針に基づく運動指導担当者であって、別紙4の追加研 修を受講した者であること。
- ウ なお、THP指針に基づく運動指導担当者であって保健師及び管理栄養士並びに第三の1(1)の保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師<u>(実施基準施行後5年に限る。)</u>である者については、別紙4の追加研修を受講する必要はないものとすること。
- エ また、平成20年3月31日までにTHP指針別表の2に定める運動指導専門研修を修了した運動指導担当者については、別紙4の追加研修を受講する必要はないものとすること。
- オ 運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者は、医師、保健師、管理栄養士又は第三の1(1)の保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師<u>(実施基準施行後5年に限る。)</u>が作成する特定保健指導支援計画に基づき、これらの者の統括の下で運動指導を実施するものであること。
- (3) 実践的指導実施者基準別表に定める研修
  - ア 実践的指導実施者<u>基準</u>別表に定める研修を実施する機関は、 次に掲げる条件を満たすものであること。
    - ① 国立保健医療科学院のホームページ上に設けるデータベースに上記研修を実施する機関として所定の登録を行うこと。
    - ② 研修で用いる教材は、<u>厚生労働科学研究特別研究</u>において 作成された研修教材の内容を最低限含むものとすること。
    - ③ 研修を行う講師は、医師、保健師又は管理栄養士としての 実務経験があり保健指導の専門的知識及び技術を有する者、

又はこれと同等以上の知識経験を有する者であること。

- ④ 研修修了者に対して、研修を修了したことを証明する書面を交付すること。
- イ なお、実践的指導実施<u>告示</u>別表に定める内容は最低限のものであり、必要に応じてカリキュラムを追加して実施することが望ましいものであること。
- ウ 実践的指導実施者<u>告示</u>第1の1、第2の1の看護師、栄養士 等は、実践的指導を実施するまでに、当該<u>告示</u>別表第1、別表 第2に定める研修を修了していること。
- エ 特定保健指導を受託する者は、実践的指導実施者<u>告示</u>を満たす者が受託業務に従事する予定がある場合には、委託元の保険者に対し、実践的指導実施者が当該<u>告示</u>別表第1、別表第2に定める研修を修了したこと等を証明する文書を提出すること。

#### 4 特定保健指導支援計画について

- (1) 特定保健指導支援計画においては、行動計画、支援内容のほか、保健指導の実施状況及びその結果並びに終了時の評価結果等を記載し、実施報告書としての役割を備えることとすること。
- (2) なお、特定保健指導支援計画及び実施報告書については、別 紙5の様式例を参考とすること。
- (3) 動機付け支援においても、別紙5の様式例を参考として、行動計画、保健指導の実施状況及び終了時の評価結果等を記載した 実施報告書を作成することとすること。
- 5 健診実施機関等が特定健康診査等を実施した場合の記録の取扱いについて

健診実施機関等が特定健康診査等を実施した場合の記録の取扱い及び保険者への送付方法等については、以下のとおりとすること。

(1) 電磁的方法により保険者に対して提出することとする。また 提出すべき特定健康診査等に関する記録の内容は、別紙6のと おりとする。 又はこれと同等以上の知識経験を有する者であること。

- ④ 研修修了者に対して、研修を修了したことを証明する書面を交付すること。
- イ なお、実践的指導実施者<u>基準</u>別表に定める内容は最低限のものであり、必要に応じてカリキュラムを追加して実施することが望ましいものであること。
- ウ 実践的指導実施者基準第1の1、第2の1の看護師、栄養士 等は、実践的指導を実施するまでに、当該<u>基準</u>別表第1、別表 第2に定める研修を修了していること。
- エ 特定保健指導を受託する者は、実践的指導実施者<u>基準</u>を満たす者が受託業務に従事する予定がある場合には、委託元の保険者に対し、実践的指導実施者が当該<u>基準</u>別表第1、別表第2に定める研修を修了したこと等を証明する文書を提出すること。

#### 3 特定保健指導支援計画について

- (1) 特定保健指導支援計画においては、行動計画、支援内容のほか、保健指導の実施状況及びその結果並びに終了時の評価結果等を記載し、実施報告書としての役割を備えることとすること。
- (2) なお、特定保健指導支援計画及び実施報告書については、別 紙5の様式例を参考とすること。
- (3) 動機付け支援においても、別紙5の様式例を参考として、行動計画、保健指導の実施状況及び終了時の評価結果等を記載した 実施報告書を作成することとすること。

#### (新設)

※ 今般廃止した、平成20年3月28日付け健発第0328024号・保発第0328003号「電磁的方法により作成された特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の取扱いについて」及び平成25年3月29日付け健発0329第23号・保発0329第19号「平成25年度以降に実施される特定健康診査及び特定保健指導に関する電磁的方法により作成された記録の取扱いについて」の内容を記載。

#### 全日本病院協会 医療行政情報

https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/

(2) 特定健康診査等に関する電磁的記録は、原則として、XML で記述するものとする。

#### 6 その他

- (1) 特定保健指導を行う者は、以下ア及びイの事項を遵守すること。
  - ア 特定保健指導を行う際に、特定の商品又はサービス等の販売、推奨又は勧誘等を行わないこととすること。
  - イ 特定保健指導を行う者である地位を利用し、不当に特定の 商品又はサービス等の販売、推奨又は勧誘等を行わないこと とすること。
- (2) 別紙2、別紙3及び別紙4の追加研修は、中央労働災害防止協会において、その研修の実施についての相談を行っている。
- (3) 特定保健指導に関する具体的な実施方法等については、<u>厚生</u> 労働省健康局より示される「標準的な健診・保健指導プログラム 【平成30年度版】」の第3編保健指導を参考とすること。

#### 4 その他

- (1) 特定保健指導を行う者は、以下ア及びイの事項を遵守すること。
  - ア 特定保健指導を行う際に、特定の商品又はサービス等の販売、推奨又は勧誘等を行わないこととすること。
  - イ 特定保健指導を行う者である地位を利用し、不当に特定の 商品又はサービス等の販売、推奨又は勧誘等を行わないこと とすること。
- (2) 別紙2、別紙3及び別紙4の追加研修は、中央労働災害防止協会において実施することとすること。
- (3) 特定保健指導に関する具体的な実施方法等については、「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)」(平成19年4月厚生労働省健康局)第3編保健指導が示されているので、これを参考とすること。

以上

(表面)

# 特定健康診査受診結果通知表

フリガナ	 生年月日	年	月	日	健診年月日	年	月	日
氏 名	性別/年齢	男·女		歳	特定健康診査 受診券番号			

既	往		歴		
服	薬		歴	喫煙歴	
自	覚	症	状		
他	覚	症	状		

項		目	基準値	今 年 月	日	前 年 月	日	前	々 日	回
	身長	(cm)		<u> </u>	<u> </u>	<u>+ 7</u>		年	<u>月</u>	日
身 体 計 測		(kg)								
	腹	(cm)								
	B M I									
血圧	収縮期血圧	(mmHg)								
<u> </u>	拡張期血圧	(mmHg)								
	中 性 脂 肪	(mg/dl)								
血中脂質検査	HDLーコレステロール	(mg/dl)								
	LDLーコレステロール*	(mg/dl)								
	Non-HDLコレステロール*	(mg/dl)								
	G O T	(IU/I)								
肝機能検査	G P T	(IU/I)								
	γ – G T P	(IU/I)								
	空腹時血糖	(mg/dl)								
血 糖 検 査	ヘモグロビンA 1 c(NGSP値	(%)								
	随 時 血 糖	(mg/dl)								
	糖									
尿 検 査	蛋白									

<sup>\*</sup>LDLコレステロールについては、中性脂肪が400mg/dl以上又は食後採血の場合はNon-HDLコレステロールの測定に代えられる

		赤血	球数	(万/mm³)		
貧 血	検 査	血 色	素量	(g/dl)		
		ヘマトク	リット 値	(%)		
心 章 検	i 図 査	所	見			
眼底	検査	所	見			
血清クレス	アチニン	血清クレア	チニン値	(mg/dl)		
検	査	eGF	R	(ml/min/1.73 <b>㎡</b> )		
	,	「タボリックシン	ノドローム	判定		

医師の判断	
判断した医師の氏名	

- 1. この用紙は、日本工業規格A列4版とすること。
- 2. 「性別」の欄は、該当しない文字を抹消すること。
- 3. 基準値を外れている場合には、「\*」を測定結果欄に記入すること。
- 4. 「メタボリックシンドローム判定」の欄は、「基準該当/予備群該当/非該当」を記入すること。 5. 「医師の判断」の欄は、
- - ①特定健康診査の結果を踏まえた医師の所見
  - ②貧血検査、心電図検査、眼底検査及び血清クレアチニン検査を実施した場合の理由 を記入すること。

## 別紙2

分野	範囲	時間	j
1. メンタルヘルス	(1)ストレスとその関連疾患	0.	5
ケア	(メタボリックシンドローム)の理解		
2. 栄養指導	(1)食行動変容と栄養教育	2.	5
	(2)ライフステージ、ライフスタイル別栄養指導		
3. 健康教育	(1)健康生活への指導プログラムの基礎知識と方法	3.	0
	(2)メタボリックシンドロームに関する健康教育		
4. 生活指導	(1)健康に影響する生活環境要因と生活指導	6.	0
	(2)個人の健康課題への対処行動(保健行動)		
	(3)個別・集団の接近技法		
	(4)ライフステージ、健康レベル別健康課題と生活指導		
	計	12.	0

## 別紙3

分野	範囲	時間	]
1. 栄養指導	(1)食行動変容と栄養教育	4.	5
	(2)ライフステージ、ライフスタイル別栄養指導		
2. 研究討議	意見交換 (メタボリックシンドローム関連)	1.	5
3. 生活指導	(1)健康に影響する生活環境要因と生活指導	6.	0
	(2)個人の健康課題への対処行動(保健行動)		
	(3)個別・集団の接近技法		
	(4)ライフステージ、健康レベル別健康課題と生活指導		
	計	12.	0

## 別紙4

分野	範囲	時間
1. 運動の基礎科学	女性の体力・運動能力の特徴とトレーニング	1. 5
2. 栄養指導	身体活動量の定量法とその実際	2. 0
3. 生活習慣病予防	(1)生活習慣病	11.5
と運動	(2)運動プログラムの管理	2. 5
	(3)機能解剖とバイオメカニクス	2. 5
4. 運動行動変容の	運動行動変容の理論と実際	4. 0
理論と実際		
	計	24.0

行動目標・計画の設定及 び変更

行動目標

行動計画

変更理由

			特	定保健排	旨導支	援計画	及び実施	色報告	書の例	ij				另	刂紙5
保健	指導対象者名		利用券番号	-		٦	2 保険者名	3			保険者番 I	号			7
	化诺姆因夕至口\ /见/诗	<b>北</b> 済主 <i>に</i> ネル	<u> </u>												_
	指導機関名(番号)•保健 保健指導機関名	拍导頁仕有名	5 保健指導機	<b>関番号</b>			保健指導責	任者名(贈	種)						
10-11	PANEST CI MANS			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		7	PINZILI		,11,	(	)				
保健	指導区分		1			_									
	動機付け支援														
	積極的支援														
	動機付け支援相当					5 保健指導	導コース名					1			
	モデル実施														
継続	的支援期間	т		1											
	支援予定期間		週												
開始	台(初回面接実施)年月日						7								
	終了年月日					週	_								
初回	面接による支援の支援形	態・実施する T				7									
				€績											
	支援形態 ————————————————————————————————————	個	別・ グル-	-プ・ 遠隔面	·接										
	実施する者の氏名														
	実施する者の職種														
継続	的な支援の支援形態・ポー	イント					7	9 実施体	制表(委	託事業者)	)		1		
	支援形態	回	数	実施時間	ポ-	イント	1		個別A	個別B	グループA	電話A	電話B	電子メールA	電子メー
	個別A		(回)	(分)		(P)	_	A /##問来日\							
	個別B		(回)	(分)			4	(機関番号)							
計画			(回) (分)			(P)	4	B (機関番号)							
	電話A		(回)	(分)		(P)	4	(成民田 7)							
	電話B  電子メールA		(回)	(分)		(P) (P)	-	C (機関番号)							
	電子メールB		(回)			(P)	1								
			(回)	(分)		(P)	1	D (機関番号)							
		<u> </u>	1	ト内訳	(A)	(B)	1							<u> </u>	
)保健	指導の評価			I											
中間															
	実施年月日			 支援形態		実力	 施する者の氏	.名	実施	<u></u> する者の	<del></del> 職種				
計画	<u> </u>														
実施															
 )行動	 計画の実績評価		l									J			
	実施年月日	 ]		支援形態		実力	 施する者の氏	:名	実施	<u></u> する者の	職種				
計画	<u> </u>														
実施	te l														
	— <b>└</b> ·目標・行動計画		<u> </u>									J			
, , =/)	_ pr 13-20 H		設定日時			〇年〇月〇	 日		〇年〇月	月〇日(中	間評価)			 )年O月C	)日
			目標値				〇月〇日 〇年〇月〇日(中間評価)								
		腹囲 体重					cm kg								
		収縮期血圧					mmHg								
		拡張期血圧	目標エネル	ギー量			mmHg kcal								
		一日の運動  一日の食事	による目標: による目標:	ェネルギー量 エネルギー量 エネルギー量			kcal kcal								

kcal

## 12 保健指導の実施状況

1) 初回面接による支援

	(職種)保健指導者名機関名・番号	実施年月日	実施時間	腹囲(増減数)	体重(増減数)	収縮期血圧(増減数)	拡張期血圧(増減数)	行動変容ステージ	保健指導実施内容	保健指導 支援形態 1. 個別 2. グループ (実施時間)	コメント (任意)
初回	ΔΔ ΔΔ 00 00		分	cm ( )	kg ( )	mmHg ( )	mmHg ( )	(1)無関心期 (2)関心期 (3)準備期 (4)実行期 (5)維持期	・生活習慣と健診結果の関係について ・標準的な食事量、運動量の目安の提 示 ・生活習慣の振り返り ・行動目標および計画の策定	1. 個別 ( 分) 2. グループ ( 分) 5. 遠隔面接 ( 分)	
合與	ΔΔ ΔΔ 00 00		分							1. 個別 (分) 2. グループ (分) 3. 電話 (分) 4. 電子メール (遠隔子) 5. 遠隔分)	

## 2)継続的な支援( 腹囲、体重、血圧については中間評価時は必須。しかし、他の回については血圧は情報を入手していない場合は記載の必要はない)

(1)		個別・ク	ブループ・電話A・電子メールAによる支援 (支援A)         機 実 実 腹 体 収         関 施 無 版 無 線						<u> </u>			_			
		(職種) 名名	関 名 :	実施年月日	実施時間	腹囲(増減数)	体重(増減数)	収縮期血圧(増減数)	拡張期血圧(増減数)	生活習慣の改善状況	指導の種類	保健指導 支援形態 1. 個別 2. グループA 3. 電話A 4. 電子メールA (実施時間)	支援実施ポイント	合計ポイント	コメント (任意)
	中間	ΔΔ 2	ΔΔ								<b>^</b>	1. 個別 ( 分)			
2 回 目	口 終 了	00 (	00		分	cm	kg	mmHg	mmHg	(栄養・食生活 0. 変化なし 1. 改善 2. 悪化 ) (身体活動	食事 □ □ 運動 □ □ 禁煙 □	2. グループA ( 分) 3. 電話A ( 分) 4. 電子メールA			
	□実績評価	(	)			( )	( )	( )	( )	0. 変化なし 1. 改善 2. 悪化         喫煙         1. 禁煙継続 2.非継続         3.非喫煙 4. 禁煙の意思なし		(分)			
	中間		ΔΔ												
3 回 目	口 終 了	00 (	00		分	cm	kg	mmHg	mmHg	(栄養・食生活 0. 変化なし 1. 改善 2. 悪化	食事 口   運動 口	1. 個別 ( 分) 2. グループA ( 分) 3. 電話A ( 分) 4. 電子メールA			
	□実績評価	(	)			( )	( )	( )	( )	身体活動	禁煙 □	4. 電子メールA ( 分)			
	中間	ΔΔ Δ	ΔΔ												
4 回 目	口 終 了	00 (	00		分	cm	kg	mmHg	mmHg	(栄養·食生活	食事 □ 運動 □ 禁煙 □	1. 個別 ( 分) 2. グループA ( 分) 3. 電話A ( 分) 4. 電子メールA			
	□実績評価	(	)			( )	( )	( )	( )	身体活動   喫煙   1. 禁煙継続 2.非継続   3.非喫煙 4. 禁煙の意思なし	<b>宗</b> 庭 口	4. 電子メールA ( 分)			
	中間		ΔΔ												
5 回目	口 終 了	00 (	00		分	cm	kg	mmHg	mmHg	食習慣 0. 変化なし 1. 改善 2. 悪化	食事 □ 運動 □	1. 個別 ( 分) 2. グループA ( 分) 3. 電話A ( 分) 4. 電子メールA ( 分)			
	□実績評価	(	)			( )	( )	( )	( )	運動習慣 0. 変化なし 1. 改善 2. 悪化 喫煙 1. 禁煙継続 2.非継続 3.非喫煙 4. 禁煙の意思なし	禁煙 □	4. 電子メールA ( 分)			

## (2) 電話Bによる支援(支援B)

· - /	电品色1-05 0人版(人版)		-						
	保健指導機関名	番号	   保健指導者名 	職種	実施年月日	実施時間	支援 ポイント	合計 ポイン ト	コメント (任意)
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									

## (3) 電子メールBによる支援(支援B)

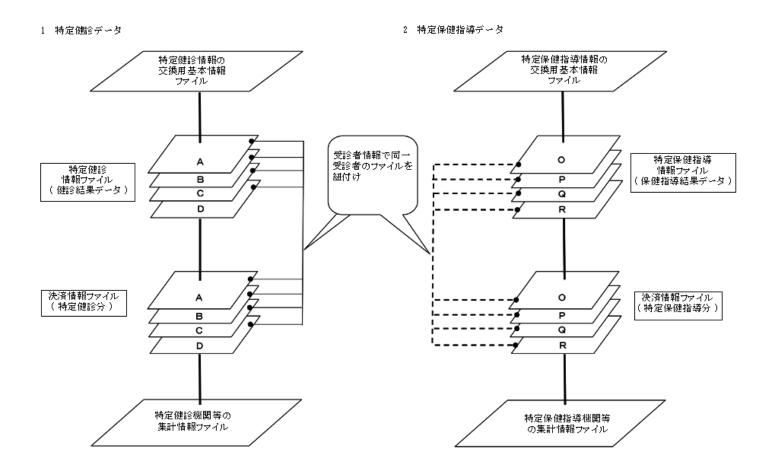
	保健指導機関名	番号	保健指導者名	職種	実施年月日	実施回数	支援 ポイント	合計 ポイン ト	コメント (任意)
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									

## 13 行動計画の実績評価 ( ただし、腹囲、体重は必須で、血圧は情報を入手していない場合は記載の必要はない)

	(職種)(職種)者名	実施年月日	腹囲(増減数)	体重(増減数)	収縮期血圧(増減数)	拡張期血圧(増減数)	生活習慣改善の状況	保健指導 支援形態 1. 個別A 2. グループA 3. 電話A 4. 電子メールA	コメント (任意)
	ΔΔ ΔΔ								
行動計画の実績評価	00 00						(0. 変化など 1. 改善 2. 志化 ) (身体活動 (0. 変化なし 1. 改善 2. 悪化	1. 個別A ( 分) 2. グループA ( 分) 3. 電話A ( 分) 4. 電子メールA ( 分)	
	( )		cm ( )	kg ( )	mmHg ( )	mmHg ( )	喫煙   1. 禁煙継続 2.非継続   3.非喫煙 4. 禁煙の意思なし		

別 紙 6

## 特定健診・特定保健指導データのファイル概念図 (実施機関から医療保険者への送付用)



### 特定健診データの電子的管理のためのファイル仕様

1 特定健診情報の交換用基本情報ファイル(1送信あたり1ファイル。)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·										
ファイルの記録内容	フィールド名称	モード	最大 バイト	データ 形式	記録内容	備考				
	種別	数字	2	固定	結果送付・返戻送付等の別を記録	別表1参照				
	送付元機関	数字	10	可変	特定健診機関番号、代行機関番号又は保険者番号を記録	別表2参照				
	送付先機関	数字	10	可変	特定健診機関番号、代行機関番号又は保険者番号を記録	別表2参照				
特定健診の交換用情報	作成年月日	数字	8	固定	ファイルの作成年月日(西暦)を記録					
	実施区分	数字	1	固定	特定健診:「1」を記録	別表3参照				
	総ファイル数	数字	6	可変	特定健診情報ファイルの数と決済情報ファイルの数を合わせた総ファイル数を記録					

フ	アイルの記録内容	フィールド名称	モード	最大バイト	データ 形式	解説	備考	
		実施区分	数字	1	固定	特定健診:「1」を記録	別表3参照	
	受診情報	実施年月日	数字	8	固定	特定健診の実施年月日(西暦)を記録	(注1)	
		健診プログラムサービスコー ド	数字	3	固定	健診実施時の区分を記録	別表16参照	
		特定健診機関番号	数字	10	固定	特定健診機関番号を記録	別表2参照	
		名称	漢字	40	可変	特定健診機関名称を記録		
	特定健診機関情報	郵便番号	英数	8	固定	特定健診機関の郵便番号を記録	NNNNNNN	
		所在地	漢字	80	可変	特定健診機関の所在地を記録		
		電話番号	英数	15	可変	特定健診機関の電話番号を記録		
		整理用番号1	英数	64	固定			
		整理用番号2	英数	64	固定		(1) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A	
		整理用番号3	英数	64	固定		保険者から国に送付す る時のみ使用	
		整理用番号4	英数	64	固定		0 mg *>*/ [C/1]	
		整理用番号5	英数	64	固定			
		保険者番号	数字	8	固定	特定健診の受診者が加入している保険者の保険者番号を記録		
	受診者情報	被保険者証等記号	漢字又 は英数	40	可変	特定健診の受診者の被保険者証等記号を記録	レセ電算形式と同一	
		被保険者証等番号	漢字又 は英数	40	可変	特定健診の受診者の被保険者証等番号を記録	レセ電算形式と同一	
特定健診情		氏名	全角カ タカナ	40	可変	特定健診の受診者氏名を記録	(注2)	
健		生年月日	数字	8	固定	特定健診の受診者の生年月日(西暦)を記録	(注1)	
診標		男女区分	数字	1	固定	特定健診の受診者の性別を記録	別表4参照	
報		郵便番号	英数	8	固定	受診券裏面に記入された受診者の郵便番号を記録	NNNNNNN	
		住所	漢字	80	可変	受診券裏面に記入された受診者の住所を記録		
	受診券情報	受診券整理番号	数字	11	固定	保険者が記載した受診券の整理番号を記録	別表5-①参照	
	又的分用和	有効期限	数字	8	固定	受診券の有効期限(年月日(西暦))を記録		
		項目コード	数字	17	可変	特定健診の項目コード(JLAC10・17桁コード)を記録		
	特定健診の健診結 果・問診結果情報	項目名	漢字又 は英数	40	可変	特定健診の項目名を記録(省略可)		
	(詳細な健診項目 を含む) (抜粋)	データ値	数字又 は漢字	項目に より 変	可変	特定健診のデータ値を記録		
	(注4)	単位	漢字又 は英数	項目に すり 変	可変	特定健診のデータ値の単位を記録(省略可)	「健診結果・質問票情報」	
		項目コード	数字	17	可変	追加健診項目及び人間ドックの項目コード(JLAC10・17桁コード)を記録		
	追加健診項目及び 人間ドックの検診	項目名	漢字又 は英数	40	可変	追加健診項目及び人間ドックの項目名を記録(省略可)		
	項目 結果情報 (抜粋)	データ値	数字又 は漢字	項目に より 変	可変	追加健診項目及び人間ドックのデータ値を記録		
	(注4)	単位	漢字又 は英数	項目に可	可変	追加健診項目及び人間ドックのデータ値の単位を記録(省略可)		

3 決済用情報ファイル(1) 決済情報ファイル(1健診結果あたり1ファイル。)

ファイルの記録内容	容 フィールド名称	モード	最大バイト	データ 形式	解説	備考	
受診情報	実施区分	数字	1	固定	特定健診:「1」を記録	別表3参照	
	特定健診機関番号	数字	10	固定	特定健診機関番号を記録		
	保険者番号	数字	8	固定	特定健診の受診者が加入している保険者の保険者番号を記録	)	
	被保険者証等記号	漢字又 は英数	40	可変	特定健診の受診者の被保険者証等記号を記録		
	被保険者証等番号	漢字又 は英数	40	可変	特定健診の受診者の被保険者証等番号を記録		
受診者情報	氏名	全角カタカナ	40	可変	特定健診の受診者氏名を記録	     特定健診情報と決済	
	生年月日	数字	8	固定	特定健診の受診者の生年月日(西暦)を記録	1〉情報を紐付けするた	
	男女区分	数字	1	固定	特定健診の受診者の性別を記録	めの情報	
	郵便番号	英数	8	固定	受診券裏面に記入された受診者の郵便番号を記録		
	住所 漢字 80 可変 受診券裏面に記入された受診者の住所を記録		]				
	受診券整理番号	数字	11	固定	保険者が記載した受診券の整理番号を記録		
	有効期限	数字	8	固定	受診券の有効期限(年月日(西暦))を記録	)	
	窓口負担(基本的な健診)	数字	1	固定	基本的な健診項目に係る窓口負担の種別(1:負担なし、2:定額 負担、3:定率負担、4:保険者負担上限額)を記録	別表6参照 (人間ドックの場合は記	
		数字	6	固定	受診券に記載された負担額(率)又は保険者負担上限額を記録	録しない)	
受診券情報	窓口負担(詳細な健診)	細か健診) 数字		固定	詳細な健診項目に係る窓口負担の種別(1:負担なし、2:定額負担、3:定率負担、4:保険者負担上限額)を記録	別表6参照 (人間ドックの場合は記	
		数字	6	固定	受診券に記載された負担額(率)又は保険者負担上限額を記録	録しない)	
<b></b>	窓口負担(追加健診)	数字	1	固定 追加健診に係る窓口負担の種別(1:負担なし、2:定額負担、3 定率負担、4:保険者負担上限額)を記録		別表6参照 (人間ドックの場合は記	
決 済 情	_ , ,	数字	6	固定	受診券に記載された負担額(率)又は保険者負担上限額を記録	録しない)	
情 報	窓口負担(人間ドック)	数字	1	固定	人間ドックに係る窓口負担の種別(1:負担なし、2:定額負担、3:  定率負担)を記録	別表6参照	

#### 全日本病院協会 医療行政情報

https:/	1	/www.a	iha or	in.	/toni	ics/	admir	ninfo/
116620./	•	** ** ** .a	ji ia.oi .	10/	LOPI	007	aarriii	111110/

p <u>s://www.ajha.or.jp</u>	/topics/admininfo/					
		数字	6	固定	受診券に記載された負担額(率)を記録	
		数字	1	固定	人間ドックに係る窓口負担の種別が保険者負担上限額の場合に 「4:保険者負担上限額」を記録	別表6参照
		数字	6	固定	受診券に記載された保険者負担上限額を記録	
	請求区分	数字	1	固定	請求区分の種別を記録	別表7参照
	委託料単価(個別健診・集団健 診)区分	数字	1	固定	委託料単価の種別を記録	別表15参照 (人間ドックの場合は記 録しない)
	単価(基本的な健診)	数字	9	可変	基本的な健診項目の単価を記録	(人間ドックの場合は記録しない)
		数字	1	固定	詳細な健診項目のコードを記録	別表8参照
	単価(詳細な健診)	数字	9	可変	詳細な健診項目の単価を記録	項目ごとに繰り返し記録 (人間ドックの場合は記録しない)
決済情報	単価(追加健診又は人間ドック)	数字	17	固定	追加健診項目のコード(JLAC10・17桁コード)を記録(人間ドックの場合は記録しない)	項目ごとに繰り返し記 録
1/1/1/1 IFI +IX	9)	数字	9	可変	追加健診又は人間ドックの単価を記録	(注3)
	窓口負担金額(基本的な健診)	数字	6	固定	基本的な健診項目に係る窓口負担金額を記録	(人間ドックの場合は記録しない)
	窓口負担金額(詳細な健診)	数字	6	固定	詳細な健診項目に係る窓口負担金額を記録	(人間ドックの場合は記録しない)
	窓口負担金額(追加健診又は人間ドック)	数字	6	固定	追加健診又は人間ドックに係る窓口負担金額を記録	
	単価(合計)	数字	9	可変	単価の合計金額を記録	
	窓口負担金額(合計)	数字	9	可変	特定健診の受診者が窓口で負担した合計金額を記録	
	他の検診による負担金額	数字	9	可変	集合契約において、他の法令に基づく検診(生活機能評価等)を 共同実施した場合の、他の検診側で負担する金額を記録	
	請求金額	数字	9	可変	当該受診者に係る保険者への請求金額を記録	
	種別	数字	2	固定	データ種別を記録	別表1参照
代行機関の処理結	記録年月日	数字	8	固定	記録年月日(西暦)を記録	
果	返戻理由	数字	2	固定	代行機関による返戻理由コードを記録	別表9参照
		漢字	200	可変	代行機関による返戻理由等(詳細)を記録	別表9参照
	種別	数字	2	固定	データ種別を記録	別表1参照
保険者の処理結果	記録年月日	数字	8	固定	記録年月日(西暦)を記録	
NOW D VO CENTRAL	過誤返戻理由	数字	2	固定	保険者による過誤返戻理由コードを記録	別表10参照
	を	漢字	200	可変	保険者による過誤返戻理由等(詳細)を記録	別表10参照

(2) 特定健診機関等の集計情報ファイル(1送信あたり1ファイル)

ファイルの記録内容	容 フィールド名称 モード 最大 データ 記録内容 に録内容		備考			
	実施区分	数字 1 固定 特		固定	特定健診:「1」を記録	別表3参照
	特定健診受診者の総数	数字	6	可変	特定健診受診者の総数を記録	
	特定健診の単価の金額総計	数字	9	可変	特定健診に係る決済情報の単価(合計)の集計を記録	
集計情報	特定健診の窓口負担の金額総計	数字	9	可変	特定健診に係る決済情報の窓口負担金額(合計)の集計を記録	
	他の検診による負担金額の総計	数字	9	可変	集合契約において、他の法令に基づく検診(生活機能評価等)を 共同実施した場合の、他の検診側で負担する金額(合計)の集計 を記録	
	特定健診の請求金額総計	数字	9	可変	特定健診に係る決済情報の請求金額の集計を記録	

- 西暦は数字 "YYYYMMDD"の形式で格納するが、入力時・出力時のみ被保険者証や受診券等の印字を鑑み和暦(数字 "GYYMMDD"の形式)で対応することも考えられ 注1
- 注2 氏名は全角カタカナの形式で格納するが、受診券、被保険者証及びそれらのQRコードでは半角カタカナとなるため、入力時・出力時のみ半角カタカナで対応す ることも考えられる。
- ることも考えられる。
  注3 特定健診以外の項目について、項目と単価がそれぞれ設定されている場合は、項目ごとに繰り返し記録する。
  複数の項目をグループ化して単価が設定されている場合(がん検診、事業主健診、人間ドック等)はその単価のみ記録し請求が行われる。
  その請求金額について、負担すべき者が複数含まれており、かつ保険者に一括で請求される取り決めをしている場合(特定健診実施機関において、各負担者ごとに分類し直接請求するべきであるが、そうしない場合。)は、請求を受けた保険者において、各負担者分を分類し、それぞれに請求する。
  注4 「特定健診の健診結果・問診結果情報」欄や「追加健診項目及び人間ドックの検診項目結果情報」欄は、別添の「健診結果・質問票情報」から一部抜粋した項目を列挙しているに過ぎず、実際は「健診結果・質問票情報」がデータとして挿入される(そのため、「結果識別」「データ基準(下限値・上限値)」「データ値コメント」のよりはVM 標準形式とはよれまでは省略)。
- 注5 各ファイルはXML標準形式とする。本表は必須項目の一部を示したものであり、XML標準形式に生成するために必要な情報等については、本表にない詳細な技術的規格を掲載しているhttp://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000165280.htmlを参照すること。

特定保健指導データの電子的管理のためのファイル仕様

1 特定保健指導情報の交換用基本情報ファイル(1送信あたり1ファイル。)

ファイルの記録内容	フィールド名称	フィールド名称 モード 成大 データ に録内容		備考		
	種別	数字	2	固定	結果送付・返戻送付等の別を記録	別表1参照
	送付元機関	数字	10	可変	特定保健指導機関番号、代行機関番号又は保険者番号を記録	別表2参照
特定保健指導の交換用	送付先機関	数字	10	可変	特定保健指導機関番号、代行機関番号又は保険者番号を記録	別表2参照
情報	作成年月日	数字	8	固定	ファイルの作成年月日(西暦)を記録	
אד חו	実施区分	数字	1	固定	特定保健指導:「2」を記録	別表3参照
	総ファイル数	数字	6		特定保健指導情報ファイルの数と決済情報ファイルの数を合わ せた総ファイル数を記録	

2 特定保健指導情報ファイル(1保健指導結果あたり1ファイル、1送信あたり複数ファイル、)

	付足保健指導情報ン アイルの記録内容	ァイル(1保健指導結果あたり1 フィールド名称	モード	最大	データ	<u> </u>	備考
	y I a gold vi	実施区分	数字	バイト	形式固定	特定保健指導:「2」を記録	別表3参照
	特定保健指導利用	実施年月日	数字	8	固定	特定保健指導の開始時・実績評価時等の年月日(西暦)を記録	(注1)
	情報	実施時点	数字	1	固定		別表11参照
		特定保健指導機関番号	数字	10	固定	特定保健指導機関番号を記録	別表2参照
		h #1	漢字	40	可変	特定保健指導機関名称を記録	7474-> 7III
	特定保健指導機関情報	郵便番号	英数	8	固定	特定保健指導機関の郵便番号を記録	NNNNNNN
	情報	所在地	漢字	80	可変	特定保健指導機関の所在地を記録	
		電話番号	英数	15	可変	特定保健指導機関の電話番号を記録	
		整理用番号1	英数	64	固定		
		整理用番号2	英数	64	固定		
		整理用番号3	英数	64	固定		
		整理用番号4	英数	64	固定		
#±.		整理用番号5	英数	64	固定		
特定保	利用者情報	保険者番号	数字	8	固定	特定保健指導の利用者が加入している保険者の保険者番号を記録	
<b>体健</b>		被保険者証等記号	漢字又 は英数	40	可変	特定保健指導の利用者の被保険者証等記号を記録	レセ電算形式と同一
健指導情		被保険者証等番号	漢字又 は英数	40	可変	特定保健指導の利用者の被保険者証等番号を記録	レセ電算形式と同一
報		氏名	全角カタカナ	40	可変	特定保健指導の利用者氏名を記録	(注2)
		生年月日	数字	8	固定	特定保健指導の利用者の生年月日(西暦)を記録	(注1)
		男女区分	数字	1	固定	特定保健指導の利用者の性別を記録	別表4参照
		郵便番号	英数	8	固定		NNN—NNNN
	利用券情報	利用券整理番号	数字	11	固定	利用券に記載されている整理番号を記録。利用券が無い場合に おいても、保険者からの求めがあった場合には、指定された利 用券整理番号および有効期限等を記録	別表5-②参照
	1 47 14 24 113 114	特定健診受診券整理番号	数字	11	固定	保険者が記載した利用券の特定健診受診券整理番号を記録。	別表5-①参照
		有効期限	数字	8	固定	利用券の有効期限(年月日(西暦))を記録	
	保健指導結果情報	保健指導区分	数字	1	固定	動機づけ支援、積極的支援、動機付け支援相当又はモデル実施 の別等を記録	別表12参照 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /
	(抜粋)	支援形態	数字	1	固定	支援形態の別を記録(記載する実施内容により名称は異なる。)	別表12参照 保健指導 別表13参照 情報
	(注4)	回数	数字	3	可変	支援回数を記録(記載する実施内容により名称は異なる。)	173~10~177
		ポイント	数字	4	可変	支援ポイントを記録(記載する実施内容により名称は異なる。)	

3 決済用情報ファイル(1) 決済情報ファイル(1保健指導結果あたり1ファイル。)

7	7ァイルの記録内容	フィールド名称	モード	最大 バイト	データ 形式	解説	備考
		実施区分	数字	1	固定	特定保健指導:「2」を記録	別表3参照
	利用情報	保健指導区分	数字	1	固定	動機づけ支援、積極的支援、動機付け支援相当又はモデル実施 の別等を記録	別表12参照
		実施時点	数字	1	固定	特定保健指導の開始時・実績評価時等の別を記録	別表11参照
		特定保健指導機関番号	数字	10	固定	特定保健指導機関番号を記録	
		保険者番号	数字	8	固定	特定保健指導の利用者が加入している保険者の保険者番号を記録	
	利用者情報	被保険者証等記号	漢字又 は英数	40	可変	特定保健指導の利用者の被保険者証等記号を記録	
		被保険者証等番号	漢字又 は英数	40	可変	特定保健指導の利用者の被保険者証等番号を記録	
		氏名	全角カ タカナ	40	可変	特定保健指導の利用者氏名を記録	│ │ 、特定保健指導情報
		生年月日	数字	8	固定	特定保健指導の利用者の生年月日(西暦)を記録	┃⟩と決済情報を紐付
		男女区分	数字	1	固定	特定保健指導の利用者の性別を記録	けするための情報
		郵便番号	英数	8	固定	特定保健指導の利用者の郵便番号を記録	
決		利用券整理番号	数字	11	固定	利用券に記載されている整理番号を記録。利用券が無い場合に おいても、保険者からの求めがあった場合には、指定された利 用券整理番号および有効期限等を記録	
決済情		特定健診受診券整理番号	数字	11	固定	保険者が記載した利用券の特定健診受診券整理番号を記録。	
情報		有効期限	数字	8	固定	利用券の有効期限(年月日(西暦))を記録	] /
†K	利用券情報		数字	1	固定	窓口負担の種別(1:負担なし、2:定額負担、3:定率負担)を記録	別表6参照
		窓口負担	数字	6	固定	利用券に記載された負担額(率)を記録	
			数字	1	固定	窓口負担の種別(4:保険者負担上限額)を記録	別表6参照
			数字	6	固定	利用券に記載された保険者負担上限額を記録	
		単価	数字	9	可変	特定保健指導の単価を記録	
		支払割合	数字	3	可変	契約書に定められている請求時点の支払割合(%)を記録	
		実施済みポイント数	数字	4	可変	積極的支援の場合に実施済みのポイント数を記録	実績評価時及び途中終 了時の場合に記録
	決済情報	計画上のポイント数	数字	4	可変	計画上の継続的な支援のポイント数(合計)を記録	途中終了時の場合に記 録
	(人) (月 1月 羊以	算定金額	数字	9	可変	単価に請求時点の支払割合を乗じた金額を記録	保険者への請求金額と 請求時点の利用者窓口 負担額の合計金額
		窓口負担金額	数字	1	固定	窓口負担徴収の状況を記録	別表14参照
			数字	9	可変	特定保健指導の利用者が窓口で負担した金額を記録	
		請求金額	数字	9	可変	当該利用者に係る保険者への請求金額を記録	
	代行機関の処理結	種別	数字	2	固定	データ種別を記録	別表1参照

os.//www.ajna.or.jp	/ topics/ auminimo/					
果記録年月日		数字	8	固定	記録年月日(西暦)を記録	
	, 上三. 抽. 中	数字	2	固定	代行機関による返戻理由コードを記録	別表9参照
	返戻理由	漢字	200	可変	代行機関による返戻理由等(詳細)を記録	別表9参照
保険者の処理結果	種別	数字	2	固定	データ種別を記録	別表1参照
	記録年月日	数字	8	固定	記録年月日(西暦)を記録	
	220 =	数字	2	固定	保険者による過誤返戻理由コードを記録	別表10参照
	過誤返戻理由	漢字	200	可変	保険者による過誤返戻理由等(詳細)を記録	

(2) 特定保健指導機関等の集計情報ファイル

ファイルの記録内容	フィールド名称	モード	最大 バイト	データ 形式	記録内容	備考
	実施区分	数字	1	固定	特定保健指導:「2」を記録	別表3参照
	特定保健指導利用者の総数	数字	6	可変	特定保健指導利用者の総数を記録	
<b>生計情報</b>	特定保健指導の算定金額の総計	数字	9	可変	特定保健指導に係る決済情報の算定金額の集計を記録	
	特定保健指導利用者の窓口 負担の金額総計	数字	9	可変	特定保健指導に係る決済情報の窓口負担金額の集計を記録	
	特定保健指導の請求金額総 計	数字	9	可変	特定保健指導に係る決済情報の請求金額の集計を記録	

- 注1 西暦は数字 "YYYYMMDD"の形式で格納するが、入力時・出力時のみ被保険者証や利用券等の印字を鑑み和暦(数字 "GYYMMDD"の形式)で対応することも考えられ
- る。 注2 氏名は全角カタカナの形式で格納するが、利用券、被保険者証及びそれらのQRコードでは半角カタカナとなるため、入力時・出力時のみ半角カタカナで対応す
- ることも考えられる。 注3 「保健指導結果情報」欄は、別添の「保健指導情報」から一部抜粋した項目を列挙しているに過ぎず、実際は「保健指導情報」がデータとして挿入される。 注4 各ファイルはXML標準形式とする。本表は必須項目の一部を示したものであり、XML標準形式に生成するために必要な情報等については、本表にない詳細な技術的規格を掲載しているhttp://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihosho/iryouseido01/info02i.htmlを参照すること。

https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/ 別表1 種別コード

コード名	コード	内容	備考
	1	特定健診機関又は特定保健指導機関から代行機関	請求
	2	代行機関から特定健診機関又は特定保健指導機関	返戻
	3	代行機関から保険者	請求
	4	保険者から代行機関(未決済データの場合)	返戻依頼
	5	保険者から代行機関(決済済データの場合)	過誤請求
	6	特定健診機関又は特定保健指導機関から保険者	
種別コード	7	保険者から特定健診機関又は特定保健指導機関	代行機関を介しない場合
	8	保険者から保険者	1411機関を升しない場合
	9	その他	
	10	保険者から国(支払基金)	実施結果報告
	11	代行機関から保険者へ確認依頼	確認依頼
	12	予備	関係機関からの要望により設定
	13	予備	(検討中)

#### 別表2 特定健診機関等の番号

Wire Tivever Daba 4	ш ў		
コード名	バイト数	内容	備考
	10	特定健診機関番号・特定保健指導機関番号	番号の設定については、手引きを参照
   特定健診機関等の番号	8	代行機関番号	
特化健診機関等の番号	8	保険者番号	
	未定	その他	

#### 別表3 実施区分コード

	コード名	コード	内容	備考
		1	特定健診情報	
	宝塩区八コード	2	特定保健指導情報	
	実施区分コード	3	国(支払基金)への実施結果報告	
		4	他の健診結果の受領分	事業主健診の結果を受領した場合

#### 別表4 男女区分コード

コード名	コード	内容	備考
男女区分コード	1	男	
男女区分コード	2	女	

### 別表5-① 受診券整理番号設定ルール

年度番号「2桁」(西暦下2桁) + 種別「1桁」 + 個人番号「8桁」

種別番号	種別	備考
1	特定健康診査	
5	特定健康診査+特定保健指導	セット券

- ※ 発行に当たっては、整理番号は連番とし、欠番は設定しない。
- ※ 個人番号部分については、保険者の実情に応じて設定できる。

(発行場所が複数拠点の場合に、支所番号を先頭に付番する等。ただし、その場合でも連番での設定を遵守すること。)

#### 別表5-② 利用券整理番号設定ルール

年度番号「2桁」(西暦下2桁) + 種別「1桁」 + 個人番号「8桁」

1 0 C M 0 - 1111 1 ( M / L	1 - 1113	
種別番号	種別	備考
2	特定保健指導(積極的支援)	
3	特定保健指導(動機付け支援)	
4	特定保健指導(動機付け支援相当)	

- ※ 発行に当たっては、整理番号は連番とし、欠番は設定しない。
- ※ 年度番号については、特定保健指導の基になった特定健康診査の実施年度を記載する。
- ※ 個人番号部分については、保険者の実情に応じて設定できる。
  - (国への実績報告時においては、利用券を発券しない場合は、個人番号については固定値「00000000」を埋める。)
- ※ 国への実績報告時においては、モデル実施の場合は、種別番号は「6」を埋める。

#### 別表6 窓口負担コード

コード名	コード	内容	備考
	1	受診者・利用者は負担なし	
窓口負担コード	2	受診者・利用者は定額負担	(単位:円)
芯口貝担ユート	3	受診者・利用者は定率負担	(単位:%)
	4	保険者の負担上限額	(単位:円)

https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/ 別表7 請求区分コード

コード名	コード	内容	備考
	1	基本的な健診	
	2	基本的な健診+詳細な健診	
請求区分コード	3	基本的な健診+追加健診項目	
	4	基本的な健診+詳細な健診+追加健診項目	
	5	人間ドック	

# 別表8 詳細な健診項目コード(医師の判断による追加健診項目)

コード名	コード	内容							
	1	貧血検査							
ジャルを持ちてロー	2	心電図検査							
詳細な健診項目コード	3	眼底検査							
	4	血清クレアチニン検査							

# 別表9 代行機関の処理結果

コード名	コード	内容	備考
	01	データの記録形式不備	
	02	データの記録もれ	
	03	健診結果データ異常	
	04	契約対象外	
返戻理由コード	05	受診券・利用券の整理番号不備	
	06	有効期限外	
	07	窓口負担金額不備	
	08	健診・指導機関からの取下げ依頼による	
	09	その他	具体的内容を返戻理由2に記録

#### 別表10 過誤返戻理由コード

コード名	コード	内容	備考
	01	被保険者証の記号・番号の誤り	
	02	受診券・利用券の整理番号の誤り	
	03	受診者・利用者氏名の誤り	
	04	該当者なし	
過誤返戻理由コード	05	保険者番号と記号の不一致	
200.200.20	06	資格喪失後の受診	資格喪失日・証回収日を過誤返戻理由2 に記録
	07	重複請求	複数回健診受診等を含む
	08	健診・指導機関からの取下げ依頼による	
	09	その他	具体的内容を過誤返戻理由2に記録

### 別表11 保健指導実施時点コード

コード名	コード	内容	備考
	1	開始時	
	2	実績評価時	集合契約の場合の最終決済時に記録
	4	途中終了時	被保険者資格喪失による利用停止・脱 落等
保健指導実施時点コード		その他	個別契約の場合に記録(月次決済時、報     告のみ等)1~3に該当しない場合
		初回未完了	初回面接を分割実施し、被保険者資格 喪失による利用停止・脱落等により初 回面接①のみとなった場合

# 別表12 保健指導区分コード

コード名	コード	内容					
	1	積極的支援					
<b>には、</b> は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に	2	動機づけ支援					
保健指導区分コード	3 動機付け	動機付け支援相当					
	4	モデル実施					

https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/ 別表13 支援形態コード

コード名	コード	内容						
	1	個別支援A						
	2	個別支援B						
	3	グループ支援						
支援形態コード	4	電話支援A						
	5	電話支援B						
	6	電子メール支援A						
	7	電子メール支援B						

#### 別表14 窓口負担徴収コード

74 72 4 2 1 2 1 7 1 3 1 3 1 1 7 1 7 1	•		
コード名	コード	内容	備考
窓口負担徴収コード	1	初回指導時全額徴収した場合	
窓口負担徴収コード -	2	1以外の場合	

# 別表15 委託料単価(個別健診・集団健診)区分コード

コード名	コード	内容	備考						
委託料単価(個別健診・	1	個別健診							
集団健診)区分コード	2.	集団健診							

# 別表16 健診種別 (健診プログラムサービスコード)

コード名	コード	内容	備考
	000	不明	
	010	特定健康診査	
	020	広域連合の保健事業	
<i>は</i> まべつ ガニ ) ルーバ	030	事業者健診(労働安全衛生法に基づく健診)	
健診プログラムサービ スコード	040	学校健診(学校保健法に基づく職員健診)	
7,2			
	060	がん検診	
	090	肝炎検診	
	990	上記ではない健診(検診)	

# 健診結果 • 質問票情報

_						1. 44				 質問票情報	
	項目	項目コード	項目名	デー タ値	デ準限値		データタイプ	単位	コメ	検査方法	備考
身体計	0	9N006000000000001 9N011000000000001 9N021000000000001	身長 体重 BMI 内臓脂肪面積				数字	cm kg kg/m² cm²			小数点以下1桁 小数点以下1桁 小数点以下1桁 小数点以下1桁
計測	0	9N016160200000001 9N016160300000001	腹囲(実測) 腹囲(自己判定) 腹囲(自己申告) 肥満度				数字 数字 数字 数字 字	cm cm cm			小数点以下1桁 小数点以下1桁 小数点以下1桁 BMIが22未満である者に限る 小数点以下1桁
	0 0 0	9N051000000000049 9N056000000000011 9N056160400000049	業務歴 既往歴 (具体的な既往歴) 自覚症状				※字 漢字 コード 漢字 コード				1:特記すべきことあり、2:特記すべきことなし 特記すべきことありの場合に記載 1:特記すべきことあり、2:特記すべきことなし
診察	0	9N061160800000049 9N066000000000011 9N066160800000049	(所見) 他覚症状 (所見) その他(家族歴等)				漢字コード漢字				特記すべきことありの場合に記載 1:特記すべきことあり、2:特記すべきことなし 特記すべきことありの場合に記載
		9N076000000000049 9N081000000000049 9N086000000000049	視診(口腔内含む) 打聴診 触診(関節可動域含む) 反復唾液嚥下テスト				漢字漢字	囯			
血圧	0	9A7550000000000001 9A752000000000001 9A7510000000000001	収縮期血圧(その他) 収縮期血圧(2回目) 収縮期血圧(1回目) 拡張期血圧(その他)				<ul><li>数字</li><li>数字</li><li>数字</li><li>数字</li></ul>	mmHg mmHg mmHg mmHg		3:その他 2:2回目 1:1回目 3:その他	平均値等、「1回目」、「2回目」以外の値の最も確かな値を記入する 平均値等、「1回目」、「2回目」以外の値の最も確かな値を記入する
等	0	9A762000000000001 9A761000000000001 9N121000000000001	拡張期血圧(2回目) 拡張期血圧(1回目) 心拍数				数字 数字 数字	mmHg mmHg hm/分		 3. で列展 2:2回目 1:1回目	1:食後10時間未満、2:食後10時間以上、3:食後3.5時間以上10時
	☆		採血時間(食後) 総コレステロール					mg/dl		 1:可視吸光光度法(コレステロール酸化酵素法) 2:紫外吸光光度法(コレステロール脱水素酵素法)	1. 民族10時間不倫、2. 民族10時間以上、3. 民族3. 5時間以上10時間未満、4:食後3. 5時間未満
	0	3F050000002399901 3F015000002327101 3F015000002327201	中性脂肪(トリグリセリド)				数字	mg/dl mg/dl		3:その他 3:その他 1:可視吸光光度法(酵素比色法・グリセロール消去) 2:紫外吸光光度法(酵素比色法・グリセロール消去)	
	0	3F015000002399901 3F070000002327101 3F070000002327201 3F070000002399901	HDLコレステロール				数字 数字	mg/dl mg/dl mg/dl		3:その他 1:可視吸光光度法(直接法(非沈殿法)) 2:紫外吸光光度法(直接法(非沈殿法)) 3:その他	
	0		LDLコレステロール				数字 数字 数字	mg/dl mg/dl mg/dl mg/dl		3. での他 1:可視吸光光度法(直接法(非沈殿法)) 2:紫外吸光光度法(直接法(非沈殿法)) 3:その他 4:計算法	
		3F069000002391901	non-HDLコレステロール 総ビリルビン				数字 数字	mg/dl mg/dl			小数点以下1桁 小数点以下1桁
生化学検査	0 -	3B035000002399901	GOT (AST)  GPT (ALT)				数字 数字 数字 数字	U/1 U/1 U/1 U/1		1:紫外吸光光度法(JSCC標準化対応法) 2:その他 1:紫外吸光光度法(JSCC標準化対応法) 2:その他	
検査	0	3B090000002327101 3B090000002399901 3B070000002327101 3B070000002399901	$\gamma$ -GT ( $\gamma$ -GTP)				数 数 数 字 字 等 字	U/1 U/1 U/1 U/1		1:可視吸光光度法(JSCC標準化対応法) 2:その他 1:可視吸光光度法(JSCC標準化対応法) 2:その他	
		3C015000002327101 3C015000002399901	血清クレアチニン eGFR				数字	mg/dl mg/dl ml/min /1.73		1:可視吸光光度法(酵素法) 2:その他	小数点以下2桁 小数点以下2桁 少数点以下1桁
			血清クレアチニン (対象者) 血清クレアチニン (実施理由)				コード 漢字	m			1:検査結果による血清クレアチニン検査対象者 ※詳細な健診の項目として実施しない場合で、値を出現させるとき は0(ゼロ)を入力する 詳細な健診の項目として血清クレアチニン検査を実施した場合は必
	-	3C020000002327101 3C020000002399901	血清尿酸総蛋白				数字	mg/dl mg/dl g/dl		1:可視吸光光度法(ウリカーゼ・ペルオキシターゼ法) 2:その他 1:可視吸光光度法(ビウレット法)	須       小数点以下1桁       小数点以下1桁       小数点以下1桁
	-	3A010000002399901 3A015000002327101 3A015000002399901	アルブミン A/G				, 数字 数字 数字	g/dl g/dl g/dl			小数点以下1桁 小数点以下1桁 小数点以下1桁 計算值
		5C095000002302301 5C095000002399901	血清フェリチン 空腹時血糖				数字 数字	ng/ml ng/ml mg/dl		2:その他 1:電位差法(ブドウ糖酸化酵素電極法)	小数点以下1桁 小数点以下1桁 特定健康診査においては、この項目を使用する場合には、採血時間 (食後)のコードは2(10時間以上)でなければならない
	•	3D010000002227101 3D010000001927201 3D010000001999901					数字	mg/dl mg/dl		2:可視吸光光度法(ブドウ糖酸化酵素法) 3:紫外吸光光度法(ヘキソキナーゼ法、グルコキナーゼ法、ブドウ糖脱水素酵素法) 4:その他	特定健康診査においては、この項目を使用する場合には、採血時間 (食後)のコードは2(10時間以上)でなければならない 特定健康診査においては、この項目を使用する場合には、採血時間 (食後)のコードは2(10時間以上)でなければならない 特定健康診査においては、この項目を使用する場合には、採血時間 (食後)のコードは2(10時間以上)でなければならない
<u>f</u> .			随時血糖				数字	mg/dl		1:電位差法(ブドウ糖酸化酵素電極法) 2:可視吸光光度法(ブドウ糖酸化酵素法)	特定健康診査においては、この項目を使用する場合には、採血時間 (食後)のコードは3(3.5時間以上10時間未満)でなければならない 特定健康診査においては、この項目を使用する場合には、採血時間 (食後)のコードは3(3.5時間以上10時間未満)でなければならない
血糖検査		3D010129901927201 3D010129901999901						mg/dl		 ルコキナーゼ法、ブドウ糖脱水素酵素法)	特定健康診査においては、この項目を使用する場合には、採血時間 (食後)のコードは3(3.5時間以上10時間未満)でなければならない 特定健康診査においては、この項目を使用する場合には、採血時間 (食後)のコードは3(3.5時間以上10時間未満)でなければならない
		200460000100000	III.A _ (N/CCD/#T)				***- /*	0/		1,名坑兴仇十冲 (二二) 中枢在口 四 生产	小米- 占NT1松
	•	3D046000001920402 3D046000001927102 3D046000001999902	HbA <sub>1</sub> c (NGSP値)				数字 数字 数字 数字	% % % %		4:その他	小数点以下1桁 小数点以下1桁 小数点以下1桁
尿検査	0 -	1A020000000190111	尿糖 尿蛋白				ドドドドド			1:試験紙法(機械読み取り) 2:試験紙法(目視法) 1:試験紙法(機械読み取り) 2:試験紙法(目視法)	$1: -$ , $2: \pm$ , $3: +$ , $4: ++$ , $5: +++$ $1: -$ , $2: \pm$ , $3: +$ , $4: ++$ , $5: +++$ $1: -$ , $2: \pm$ , $3: +$ , $4: ++$ , $5: +++$ $1: -$ , $2: \pm$ , $3: +$ , $4: ++$ , $5: +++$
重			尿潜血				コードコード			1: 試験紙法(機械読み取り) 2: 試験紙法(目視法)	$1: -, 2: \pm, 3: +, 4: ++, 5: +++$ $1: -, 2: \pm, 3: +, 4: ++, 5: +++$ $1: -, 2: \pm, 3: +, 4: ++, 5: +++$

	大病院協会 医療行政									
nttps:/	//www.ajha.or.jp/top 1A105160700166211	ics/admininfo/ 尿沈渣(所見の有無)				ĸ				1: 所見あり、2: 所見なし
	1A105160700166211	尿沈渣(所見)			漢字					所見ありの場合に記載 ・
	1A030000000190301	比重			数与				1:屈折計法	小数点以下3桁
	1A030000000199901				数与				2:その他	小数点以下3桁
	3A015000000106101				数字数字				1:免疫比濁法(TIA)(尿) 2:その他(尿)	少数点以下1桁 少数点以下1桁
	3A015000000199901 3A015000000406101				数字数字				2:その他(尿) 3:免疫比濁法(TIA)(蓄尿)	少数点以下1桁
	3A0150000000499901				数与				4:その他 (蓄尿)	少数点以下1桁
	3A015000000106128	尿中アルブミンクレアチニン補正	-		数匀					少数点以下1桁
	3A015000000199928	旅中ケルノミンクレケケーン補正   値/アルブミン指数	<u>-</u>		数字	mg/g	g•C		2:その他	少数点以下1桁
	3A015000000193328				数字	I.				少数点以下1桁
	3A015000000400120				数字				1. 元及に関な (IIA) 2: その他	少数点以下1桁
		ヘマトクリット値			数字		•		自動血球算定装置	小数点以下1桁
		血色素量 [ヘモグロビン値]			数与				自動血球算定装置	小数点以下1桁
<u>á</u>	2A020000001930101	赤血球数			数字		mm <sup>3</sup>		自動血球算定装置	※加み焼物の頂口よして分布検木も宇佐しも相入けび酒
液像検査	2A020161001930149 2A060000001930101	貧血検査(実施理由) MCV			漢字数字		1			詳細な健診の項目として貧血検査を実施した場合は必須 小数点以下1桁
検	2A070000001930101	MCH			数字				自動血球算定装置	小数点以下1桁
宜	2A080000001930101	MCHC			数与	z %			自動血球算定装置	小数点以下1桁
	2A010000001930101	白血球数			数匀				自動血球算定装置	
	2A050000001930101 9A110160700000011	血小板数 心電図(所見の有無)			数与	_	mm <sup>3</sup>		自動血球算定装置	1: 所見あり、2: 所見なし
		心電図(所見)			漢字	. ' . I				「月光のり、2. 月光なじ    所見ありの場合に記載
										1:検査結果による心電図検査対象者
	9A110161600000011	心電図(対象者)			コー	K				1: 快貨箱未による心電図検査対象名 2: 不整脈による心電図検査対象者 ※詳細な健診の項目として実施しない場合で、値を出現させると は0(ゼロ)を入力する
	9A110161000000049	心電図(実施理由)			漢字	<u> </u>				は0(ゼロ)を入力する 詳細な健診の項目として心電図検査を実施した場合は必須
	9N201000000000011	胸部エックス線検査(がん:直接撮	Ž		チョコー					計権は健認の項目として心電図便宜を美地した場合は必須 1:A、2:B、3:C、4:D、5:E
		影   胸部エックス線検査(一般:直接撮	Į							
	9N206160700000011	胸部エックス線検査(一般:直接撮影)(所見の有無) 胸部エックス線検査(一般:直接撮	1		コー				1:直接撮影	1: 所見あり、2: 所見なし,3: 要再撮影
	9N206160800000049	影)(所見)			漢字				1:直接撮影	所見ありの場合に記載
	9N211161100000049	胸部エックス線検査(直接撮影) (撮影年月日)			年月	日			1:直接撮影	yyyymmdd
	9N211161200000049	胸部エックス線検査(直接撮影) (フィルム番号)	)		漢字	z [			1:直接撮影	
	9N2160000000000011	胸部エックス線検査(がん:間接撮	Į		コー	ド			2:間接撮影	1:A, 2:B, 3:C, 4:D, 5:E
	9N221160700000011	影)  胸部エックス線検査(一般:間接撮	Ž		コー	·			2:間接撮影	1: 所見あり、2: 所見なし、3: 要再撮影
		影)(所見の有無) 胸部エックス線検査(一般:間接撮	7							
	9N221160800000049	影)(所見)			漢字				2:間接撮影 	所見ありの場合に記載
	9N226161100000049	胸部エックス線検査(間接撮影) (撮影年月日)			年月	日			2:間接撮影	yyyymmdd
	9N226161200000049	胸部エックス線検査(間接撮影) (フィルム番号)	)		漢字	2			2:間接撮影	
	6A010160706170411	   喀痰検査(塗抹鏡検 一般細菌)   (所見の有無)	)		コー	ド				1: 所見あり、2: 所見なし
	6A010160806170449	喀痰検査(塗抹鏡検 一般細菌)	)		漢字	<u> </u>				所見ありの場合に記載
	6A205000006171711	(所見) 喀痰検査(塗抹鏡検 抗酸菌)			コー					1: -, 2: ±, 3: +, 4:2+, 5:3+
	6A205165606171711	喀痰検査(ガフキー号数)			コー	ド				1:0号、2:1号、3:2号、4:3号、5:4号、6:5号、7:6号、8
	7A010000006143311	喀痰細胞診検査			コー	ド				号、9:8号、10:9号、11:10号 1:A、2:B、3:C、4:D、5:E
	9N2510000000000011	胸部CT検査(がん)			コー	ド				1: A, 2: B, 3: C, 4: D, 5: E
	9N251160700000011	胸部CT検査(所見の有無)			コー					1: 所見あり、2: 所見なし
	9N251160800000049 9N251161100000049	胸部CT検査(所見) 胸部CT検査(撮影年月日)			漢字 年月					所見ありの場合に記載 yyyymmdd
	9N251161200000049	胸部CT検査(フィルム番号)			漢字	Z.				
	9N256160700000011	上部消化管エックス線(直接撮影) (所見の有無)			コー	ド				1:所見あり、2:所見なし、3:要再撮影
	9N256160800000049	上部消化管エックス線(直接撮影)  (所見)	)		漢字	2				所見ありの場合に記載
	9N256161100000049	上部消化管エックス線(直接撮影)	)		年月	日				yyyymmdd
が ん	9N256161200000049	(撮影年月日) 上部消化管エックス線(直接撮影)	)		漢字					
ん 検 : 診		(フィルム番号) 上部消化管エックス線(間接撮影)	 )							
•	9N261160700000011	(所見の有無)			コー					1: 所見あり、2: 所見なし、3: 要再撮影
生体検査等	9N261160800000049	上部消化管エックス線(間接撮影) (所見)			漢字	2				所見ありの場合に記載
検 査	9N261161100000049	上部消化管エックス線(間接撮影) (撮影年月日)	)		年月	日				yyyymmdd
等	9N261161200000049	上部消化管エックス線(間接撮影)	)		漢字	z				
	9N266160700000011	(フィルム番号) 上部消化管内視鏡検査(所見の有	Ī		3-					1: 所見あり、2: 所見なし
	9N266160800000011 9N266160800000049	無) 上部消化管内視鏡検査(所見)			漢字	<u>. T</u>				所見ありの場合に記載
ļ	3B339000002399811	ペプシノゲン			フー				方法問わず	1:陽性、2:陰性
	9F130160700000011	腹部超音波(所見の有無)			コー					1: 所見あり、2: 所見なし
	9F130160800000049 9N271160700000011	腹部超音波(所見) 婦人科診察(所見の有無)			漢字					所見ありの場合に記載 1: 所見あり、2: 所見なし
	9N271160800000049	婦人科診察(所見)			漢字	2				所見ありの場合に記載
	9N276160700000011	乳房視触診(所見の有無)			コー					1: 所見あり、2: 所見なし
	9N276160800000049	乳房視触診(所見) 乳房画像診断(マンモグラフィー)	)		漢字					所見ありの場合に記載 1:所見あり、2:所見なし、3:要再撮影、4:マンモグラフィー
	9N281160700000011	(所見の有無) 乳房画像診断(マンモグラフィー)			コー					<u>ä</u>
	9N281160800000049	(所見)			漢字	<u> </u>				所見ありの場合に記載
ļ	9F140160700000011 9F140160800000049	乳房超音波検査(所見の有無) 乳房超音波検査(所見)			コー 漢字	.'1				1: 所見あり、2: 所見なし 所見ありの場合に記載
ļ	ər 14010000000000049	7-27			(漢寸					所見ありの場合に記載   1:所見あり、2:所見なし
	9N291160700000011	子宮頚部視診(所見の有無)			漢字	2				所見ありの場合に記載
	9N291160800000049	子宮頚部視診(所見)						1		
	9N291160800000049 9N296160700000011	子宮頚部視診(所見) 子宮内診(所見の有無)			コー	ド				1:所見あり、2:所見なし  正見ありの提合と記載
	9N291160800000049 9N296160700000011 9N296160800000049	子宮頚部視診(所見) 子宮内診(所見の有無) 子宮内診(所見) 子宮頸部細胞診(細胞診婦人科材	F		コー 漢字	ド 2				所見ありの場合に記載 1: classI、2: classⅡ、3: classⅢa、4: classⅢb、5: classⅣ
	9N291160800000049 9N296160700000011	子宮頚部視診(所見) 子宮内診(所見の有無) 子宮内診(所見)	f		コー	ド 2				所見ありの場合に記載
	9N291160800000049 9N296160700000011 9N296160800000049 7A021165008543311	子宮頚部視診(所見) 子宮内診(所見の有無) 子宮内診(所見) 子宮頸部細胞診(細胞診婦人科材料)(日母分類) 子宮頸部細胞診(細胞診婦人科材			コー 漢字					所見ありの場合に記載 1: classI、2: classII、3: classIIIa、4: classIIIb、5: classIV 6: classV、7: 検体不良 1: NILM、2: ASC-US、3: ASC-H、4: LSIL、5: HSIL、6: SCC、7:
	9N291160800000049 9N296160700000011 9N296160800000049 7A021165008543311 7A021165208543311	子宮頚部視診(所見) 子宮内診(所見の有無) 子宮内診(所見) 子宮頸部細胞診(細胞診婦人科材料)(日母分類)	†		コー 漢字 コー コー	X				所見ありの場合に記載 1:classI、2:classⅡ、3:classⅢa、4:classⅢb、5:classⅣ 6:classⅤ、7:検体不良 1:NILM、2:ASC-US、3:ASC-H、4:LSIL、5:HSIL、6:SCC、7: C、8:AIS、9:Adenocarcinoma、10:other
	9N291160800000049 9N296160700000011 9N296160800000049 7A021165008543311 7A021165208543311 7A022000008543311	子宮頚部視診(所見) 子宮内診(所見の有無) 子宮内診(所見) 子宮頸部細胞診(細胞診婦人科材料)(日母分類) 子宮頸部細胞診(細胞診婦人科材料)(ベセスダシステム2001) 子宮体部細胞診(細胞診婦人科材料)	-		コー 漢字 コー コー	T				所見ありの場合に記載 1: classI、2: classII、3: classIIIa、4: classIIIb、5: classIV 6: classV、7: 検体不良  1: NILM、2: ASC-US、3: ASC-H、4: LSIL、5: HSIL、6: SCC、7: C、8: AIS、9: Adenocarcinoma、10: other  1: 陽性、2: 疑陽性、3: 陰性、4: 検体不良
	9N291160800000049 9N296160700000011 9N296160800000049 7A021165008543311 7A021165208543311 7A022000008543311 9Z771160700000011	子宮頚部視診(所見) 子宮内診(所見の有無) 子宮内診(所見) 子宮頸部細胞診(細胞診婦人科材料)(日母分類) 子宮頸部細胞診(細胞診婦人科材料)(ベセスダシステム2001) 子宮体部細胞診(細胞診婦人科材料) 直腸肛門機能(2項目以上)(所見の有無)	-		コー 漢写 コー コー コー	F F F F				所見ありの場合に記載 1: classI、2: classII、3: classIIIa、4: classIIIb、5: classIV 6: class V、7: 検体不良  1: NILM、2: ASC-US、3: ASC-H、4: LSIL、5: HSIL、6: SCC、7: C、8: AIS、9: Adenocarcinoma、10: other  1: 陽性、2: 疑陽性、3: 陰性、4: 検体不良  1: 所見あり、2: 所見なし
	9N291160800000049 9N296160700000011 9N296160800000049 7A021165208543311 7A021165208543311 7A022000008543311 9Z771160700000011 9Z7711608000000049	子宮頚部視診(所見) 子宮内診(所見の有無) 子宮内診(所見) 子宮頸部細胞診(細胞診婦人科材料)(日母分類) 子宮頸部細胞診(細胞診婦人科材料)(ベセスダシステム2001) 子宮体部細胞診(細胞診婦人科材料) 間腸肛門機能(2項目以上)(所見の有無) 直腸肛門機能(2項目以上)(所見)	†		漢字コーコーコー漢字					所見ありの場合に記載 1: classI、2: classII、3: classIIIa、4: classIIIb、5: classIV 6: classV、7: 検体不良  1: NILM、2: ASC-US、3: ASC-H、4: LSIL、5: HSIL、6: SCC、7: C、8: AIS、9: Adenocarcinoma、10: other  1: 陽性、2: 疑陽性、3: 陰性、4: 検体不良  1: 所見あり、2: 所見なし  所見ありの場合に記載
	9N291160800000049 9N296160700000011 9N296160800000049 7A021165008543311 7A021165208543311 7A022000008543311 9Z771160700000011 9Z771160800000049 9Z770160700000011	子宮頚部視診(所見) 子宮内診(所見の有無) 子宮内診(所見) 子宮頸部細胞診(細胞診婦人科材料)(日母分類) 子宮頸部細胞診(細胞診婦人科材料)(ベセスダシステム2001) 子宮体部細胞診(細胞診婦人科材料) 直腸肛門機能(2項目以上)(所見の有無) 直腸肛門機能(2項目以上)(所見) 直腸肛門機能(1項目)(所見の有無)	†		コー 漢字 コー コー 漢字 コー					所見ありの場合に記載 1: classI、2: classII、3: classIIIa、4: classIIIb、5: classIV 6: class V、7: 検体不良  1: NILM、2: ASC-US、3: ASC-H、4: LSIL、5: HSIL、6: SCC、7: C、8: AIS、9: Adenocarcinoma、10: other  1: 陽性、2: 疑陽性、3: 陰性、4: 検体不良  1: 所見あり、2: 所見なし  所見ありの場合に記載  1: 所見あり、2: 所見なし
	9N291160800000049 9N296160700000011 9N296160800000049 7A021165008543311 7A022165208543311 9Z771160700000011 9Z771160800000049 9Z770160700000011 9Z770160800000049	子宮頚部視診(所見) 子宮内診(所見の有無) 子宮内診(所見) 子宮頸部細胞診(細胞診婦人科材料)(日母分類) 子宮頸部細胞診(細胞診婦人科材料)(ベセスダシステム2001) 子宮体部細胞診(細胞診婦人科材料) (ベセスダシステム2001) 子宮体部細胞診(細胞診婦人科材料) 直腸肛門機能(2項目以上)(所見の有無) 直腸肛門機能(2項目以上)(所見) 直腸肛門機能(1項目)(所見の有無) 直腸肛門機能(1項目)(所見の有無)	†		漢字コーコー実字コーステース				方注明 5 元 元	所見ありの場合に記載 1: classI、2: classII、3: classIIIa、4: classIIIb、5: classIV 6: classV、7: 検体不良  1: NILM、2: ASC-US、3: ASC-H、4: LSIL、5: HSIL、6: SCC、7: C、8: AIS、9: Adenocarcinoma、10: other  1: 陽性、2: 疑陽性、3: 陰性、4: 検体不良  1: 所見あり、2: 所見なし  所見ありの場合に記載  1: 所見あり、2: 所見なし  所見ありの場合に記載
	9N291160800000049 9N296160700000011 9N296160800000049 7A021165008543311 7A021165208543311 7A022000008543311 9Z771160700000011 9Z771160800000049 9Z770160700000011	子宮頚部視診(所見) 子宮内診(所見の有無) 子宮内診(所見) 子宮頸部細胞診(細胞診婦人科材料)(日母分類) 子宮頸部細胞診(細胞診婦人科材料)(ベセスダシステム2001) 子宮体部細胞診(細胞診婦人科材料) 直腸肛門機能(2項目以上)(所見の有無) 直腸肛門機能(2項目以上)(所見) 直腸肛門機能(1項目)(所見の有無)	†		コー 漢字 コー コー 漢字 コー	H			方法問わず	所見ありの場合に記載 1: classI、2: classII、3: classIIIa、4: classIIIb、5: classIV 6: class V、7: 検体不良  1: NILM、2: ASC-US、3: ASC-H、4: LSIL、5: HSIL、6: SCC、7: C、8: AIS、9: Adenocarcinoma、10: other  1: 陽性、2: 疑陽性、3: 陰性、4: 検体不良  1: 所見あり、2: 所見なし  所見ありの場合に記載  1: 所見あり、2: 所見なし
	9N291160800000049 9N296160700000011 9N296160800000049 7A021165008543311 7A021165208543311 7A022000008543311 9Z771160700000011 9Z770160800000049 1B030000001599811 5D305000002399811 9C310000000000001	子宮頚部視診(所見) 子宮内診(所見の有無) 子宮内診(所見の有無) 子宮内診(所見) 子宮頸部細胞診(細胞診婦人科材料)(日母分類) 子宮頸部細胞診(細胞診婦人科材料)(ベセスダシステム2001) 子宮体部細胞診(細胞診婦人科材料)(ベセスダシステム2001) 子宮体部細胞診(細胞診婦人科材料) 直腸肛門機能(2項目以上)(所見の有無) 直腸肛門機能(2項目以上)(所見) 直腸肛門機能(1項目)(所見の有無) 直腸肛門機能(1項目)(所見) 便潜血 PSA(前立腺特異抗原) 肺機能検査(努力肺活量)	†		コー 漢写 コー コー コー 漢写 コー 英写	F				所見ありの場合に記載  1: class I、2: class II、3: class IIIa、4: class IIIb、5: class II 6: class V、7: 検体不良  1: NILM、2: ASC-US、3: ASC-H、4: LSIL、5: HSIL、6: SCC、7: C、8: AIS、9: Adenocarcinoma、10: other  1: 陽性、2: 疑陽性、3: 陰性、4: 検体不良  1: 所見あり、2: 所見なし  所見ありの場合に記載  1: 所見ありの場合に記載  1: 陽性、2: 陰性  1: 陽性、2: 陰性  小数点以下1桁
	9N291160800000049 9N296160700000011 9N296160800000049 7A021165008543311 7A021165208543311 9Z771160700000011 9Z771160800000049 9Z770160700000011 9Z770160800000049 1B030000001599811 5D305000002399811 9C310000000000001	子宮頚部視診(所見) 子宮内診(所見の有無) 子宮内診(所見) 子宮内診(所見) 子宮頸部細胞診(細胞診婦人科材料)(日母分類) 子宮頸部細胞診(細胞診婦人科材料)(ベセスダシステム2001) 子宮体部細胞診(細胞診婦人科材料) 直腸肛門機能(2項目以上)(所見の有無) 直腸肛門機能(2項目以上)(所見) 直腸肛門機能(1項目)(所見の有無) 直腸肛門機能(1項目)(所見の有無) 直腸肛門機能(1項目)(所見の有無) 直腸肛門機能(1項目)(所見) 無)	†		フー フー コー 漢写 コー フー 漢写 コー ダイラ カー 数字 の 数字					所見ありの場合に記載  1: class I、2: class II、3: class IIIa、4: class IIIb、5: class II 6: class V、7: 検体不良  1: NILM、2: ASC-US、3: ASC-H、4: LSIL、5: HSIL、6: SCC、7: C、8: AIS、9: Adenocarcinoma、10: other  1: 陽性、2: 疑陽性、3: 陰性、4: 検体不良  1: 所見あり、2: 所見なし  所見ありの場合に記載  1: 所見あり、2: 所見なし  所見ありの場合に記載  1: 陽性、2: 陰性  1: 陽性、2: 陰性  小数点以下1桁  小数点以下1桁
	9N291160800000049 9N296160700000011 9N296160800000049 7A021165008543311 7A021165208543311 7A022000008543311 9Z771160700000011 9Z770160800000049 1B030000001599811 5D305000002399811 9C310000000000001	子宮頚部視診(所見) 子宮内診(所見の有無) 子宮内診(所見の有無) 子宮内診(所見) 子宮頸部細胞診(細胞診婦人科材料)(日母分類) 子宮頸部細胞診(細胞診婦人科材料)(ベセスダシステム2001) 子宮体部細胞診(細胞診婦人科材料)(ベセスダシステム2001) 子宮体部細胞診(細胞診婦人科材料) 直腸肛門機能(2項目以上)(所見の有無) 直腸肛門機能(2項目以上)(所見) 直腸肛門機能(1項目)(所見の有無) 直腸肛門機能(1項目)(所見) 便潜血 PSA(前立腺特異抗原) 肺機能検査(努力肺活量)	†		コー 漢写 コー コー コー 漢写 コー 英写	ド E ド ド ド E ド E F E E E E E E E E E E E E E				所見ありの場合に記載  1: class I、2: class II、3: class IIIa、4: class IIIb、5: class II 6: class V、7: 検体不良  1: NILM、2: ASC-US、3: ASC-H、4: LSIL、5: HSIL、6: SCC、7: C、8: AIS、9: Adenocarcinoma、10: other  1: 陽性、2: 疑陽性、3: 陰性、4: 検体不良  1: 所見あり、2: 所見なし  所見ありの場合に記載  1: 所見ありの場合に記載  1: 陽性、2: 陰性  1: 陽性、2: 陰性  小数点以下1桁
	9N291160800000049 9N296160700000011 9N296160800000049 7A021165008543311 7A021165208543311 7A022000008543311 9Z771160700000011 9Z770160700000011 9Z770160800000049 1B030000001599811 5D305000002399811 9C310000000000001 9C320000000000000001 9C3300000000000000000000000000000000000	子宮頚部視診(所見) 子宮内診(所見の有無) 子宮内診(所見) 子宮内診(所見) 子宮頸部細胞診(細胞診婦人科材料)(日母分類) 子宮頸部細胞診(細胞診婦人科材料)(ベセスダシステム2001) 子宮体部細胞診(細胞診婦人科材料) 直腸肛門機能(2項目以上)(所見の有無) 直腸肛門機能(2項目以上)(所見の有無) 直腸肛門機能(1項目)(所見の有無) 直腸肛門機能(1項目)(所見の有無) 直腸肛門機能(1項目)(所見) 順潜血 PSA(前立腺特異抗原) 肺機能検査(努力肺活量) 肺機能検査(1秒量) 肺機能検査(1秒率) 肺機能検査(%VC) 視力(右)	†		コー 漢写 コー コー コー 漢写 コー 英写 コー 数写	ド E ド ド ド E ド E E E E E M E M E M E M E M E M E E M E E E E E E E E E E E E E				所見ありの場合に記載  1: class I、2: class II、3: class IIIa、4: class IIIb、5: class II 6: class V、7: 検体不良  1: NILM、2: ASC-US、3: ASC-H、4: LSIL、5: HSIL、6: SCC、7: C、8: AIS、9: Adenocarcinoma、10: other  1: 陽性、2: 疑陽性、3: 陰性、4: 検体不良  1: 所見あり、2: 所見なし  所見ありの場合に記載  1: 所見あり、2: 所見なし  所見ありの場合に記載  1: 陽性、2: 陰性  1: 陽性、2: 陰性  小数点以下1桁  小数点以下1桁

		病院協会 医療行政									
ntt	)S://	/www.ajha.or.jp/topi 9E160162200000001		I		数字	T	T			小数点以下2桁
			視力(左:矯正)			数字					小数点以下2桁
			聴力(右、1000Hz)			コード					1: 所見あり、2: 所見なし
			聴力(右、4000Hz)			コード	`[ 				1: 所見あり、2: 所見なし
			聴力(左、1000Hz) 聴力(左、4000Hz)			コード	`				1: 所見あり、2: 所見なし 1: 所見あり、2: 所見なし
			聴力(検査方法)			コード					1: オージオメトリー、2: その他
		9D100160900000049	聴力(その他の所見)			漢字					
		9E100166000000011	眼底検査(キースワグナー分類)			コード					1:0、2: I、3: Ⅱa、4: Ⅱb、5: Ⅲ、6: Ⅳ
		9E100166100000011	眼底検査(シェイエ分類:H) 眼底検査(シェイエ分類:S)			コード					1:0, 2:1, 3:2, 4:3, 5:4
		9E100166200000011									1:0, 2:1, 3:2, 4:3, 5:4 1:I(a), 2:I(b), 3:II, 4:III(a), 5:III(b), 6:IV, 7:V(a),
		9E100166300000011	眼底検査(SCOTT分類)			コード					8 : V (b) 、9 : VI
		9E100166600000011	眼底検査(Wong-Mitchell分類)			コード					1: 所見なし、2: 軽度、3: 中等度、4: 重度
		9E100166500000011	眼底検査(改変Davis分類)			コード					1:網膜症なし、2:単純網膜症、3:増殖前網膜症、4:増殖網膜症 その他の所見の判定方法を用いている場合については、木爛に所見
		9E100160900000049	眼底検査(その他の所見)			漢字					を記載すること。また、SCOTT分類を用いている場合で異常がない場
											台においては、その旨を記載すること。 1 · 給杏結里による眼底給杏対象者
		9E100161600000011	眼底検査 (対象者)			コード					※詳細な健診の項目として実施しない場合で、値を出現させるとき
											1. 所族になし、2. 生配柄族症、3. 1 増加的族症、4. 1 増加柄族症、その他の所見の判定方法を用いている場合については、本欄に所見を記載すること。また、SCOTT分類を用いている場合で異常がない場合においては、その旨を記載すること。 1: 検査結果による眼底検査対象者 ※詳細な健診の項目として実施しない場合で、値を出現させるときは0(ゼロ)を入力する 詳細な健診の項目として眼底検査を実施した場合は必須 並生度の検索法理(加速検索の値)に其づき対象者を選定した場合
		9E100161000000049	眼底検査(実施理由)			漢字					前年度の検査結果(血糖検査の値)に基づき対象者を選定した場合は、「前年度」と記載する
		9E105162100000001	眼圧検査(右)			数字	mmHg				は、「則年及」と記載する
		9E105162200000001	眼圧検査(左)			数字					
その		5C070000002306201	CRP				mg/dl			1:可視吸光光度法(ラテックス凝集比濁法)	小数点以下1桁
他		5C070000002306301				数字				2:可視吸光光度法(免役比濁法)	
医索		5C070000002399901 5H010000001910111	血液型 (ABO)			数字コード	mg/dl			3:その他 1:試験管法 カラム凝集法	1: A、2: B、3: AB、4:0
保		5H010000001910111	.血(X至(ABU)			コード	,			2:その他	1 : A, 2 : B, 3 : AB, 4 : 0
険者		5H020000001910111	血液型(Rh)			コード	`			 1:試験管法 カラム凝集法	1:+,2:-
等		5Н020000001999911				コード				2:その他	1:+,2:-
が任			梅毒反応			コード				方法問わず	1:陽性、2:陰性
意		5F016141002399811 5F360149502399811	HBs抗原 HCV抗体			ゴード ゴード				方法問わず 方法問わず	1:陽性、2:陰性 1:陽性、2:陰性
他医療保険者等が任意に行う		5F360149702399811	HCV抗体(力価)	l		コード	<u> </u>			方法問わず	1 · 險 任、2 · 侯 任 1 : 陰性、2 · 低力価、3 : 中力価、4 : 高力価
う烩		5F360150002399811	HCV抗原検査			コード				方法問わず	1:陽性、2:陰性
検査		5F360145002399811	HCV核酸増幅検査			コード	1			方法問わず	1:陽性、2:陰性 1:現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い、2:
		9N401000000000011	C型肝炎ウイルス検診の判定			コード					1: 現在、C型肝炎ワイルスに感染していない可能性が極めて高い、2: 現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い
		9N4060000000000049	その他の法定特殊健康診断			漢字					- The state of the
		9N411000000000049	その他の法定検査			漢字					
	$\cap$	9N4160000000000049 9N5010000000000011	その他の検査 メタボリックシンドローム判定			漢字コード	,				1:基準該当、2:予備群該当、3:非該当、4:判定不能
	0		保健指導レベル			コード					1:積極的支援、2:動機付け支援、3:なし、4:判定不能
	0	9N5110000000000049	医師の診断(判定)			漢字					
	0	9N5160000000000049 9N5210000000000049	健康診断を実施した医師の氏名 医師の意見			漢字 漢字					
		9N526000000000049	意見を述べた医師の氏名			漢字					
		9N531000000000049	歯科医師による健康診断			漢字					
		9N5360000000000049	歯科医師による健康診断を実施し た歯科医師の氏名			漢字					
		9N5410000000000049	歯科医師の意見			漢字					
		9N5460000000000049 9N5510000000000049	意見を述べた歯科医師の氏名 備考			漢字					
		9N5560000000000011	増与   生活機能評価の結果1			ラード	>				1:介護予防事業の利用が望ましい、2:医学的な理由により次の介
											1:介護予防事業の利用が望ましい、2:医学的な理由により次の介護予防の利用は不適当、3:生活機能の低下なし 1:すべて、2:運動器の機能向上、3:栄養改善、4:口腔機能の向
		9N561000000000011	生活機能評価の結果2			コード					上、5その他(上記で2を選択したときに記載)
		9N566000000000049 9N571000000000049	生活機能評価の結果3 医師の診断(判定)(生活機能評価)			漢字 漢字					上記でその他を記載したとき記載
		9N5760000000000049	診断をした医師の氏名(生活機能			漢字					
		9N581161300000011	評価) 医師の診断(肺がん検診)(コード)			コード	>				1:精密検査必要、2:精密検査不要
		9N581161400000049	医師の診断(肺がん検診)(自由記			漢字					1. 借业恢且必要、2. 借业恢且小安
			載)  診断をした医師の氏名(肺がん検								
医師		9N5860000000000049	診)			漢字					
帥の		9N591161300000011	医師の診断(胃がん検診)(コード) 医師の診断(胃がん検診)(自由記			コード	`				1:精密検査必要、2:精密検査不要
の判断		9N591161400000049	載)			漢字					
断		9N596000000000049	診断をした医師の氏名(胃がん検			漢字					
		9N601161300000011	<u> </u>			コード	`				1:精密検査必要、2:精密検査不要
		9N601161400000049	医師の診断(乳がん検診)(自由記			漢字					
		01/20/200000000000000000000000000000000	戦) 診断をした医師の氏名(乳がん検								
		9N606000000000049	診)			漢字	<u> </u>				
		9N611161300000011	医師の診断(子宮がん検診)(コード)	<u></u>		コード	1				1:精密検査必要、2:精密検査不要
	.,	9N611161400000049	医師の診断(子宮がん検診)(自由 記載)			漢字					
		9N616000000000049	正戦/  診断をした医師の氏名(子宮がん			漢字	1				
			検診) 医師の診断(大腸がん検診)(コー				1		<b> </b>		
		9N621161300000011	ド)			コード					1:精密検査必要、2:精密検査不要
		9N621161400000049	医師の診断(大腸がん検診)(自由 記載)			漢字					
		9N6260000000000049	診断をした医師の氏名			漢字					
		9N631161300000011	医師の診断(前立腺がん検診)(コ ード)			コード					1:精密検査必要、2:精密検査不要
		9N631161400000049	医師の診断(前立腺がん検診)(自			漢字	1				
			由記載)  診断をした医師の氏名(前立腺が	<u> </u>					1		
		9N636000000000049	ん検診)			漢字	<u> </u>		<u> </u>		
		9N6410000000000049 9N6460000000000049	医師の診断(その他) 診断をした医師の氏名(その他)	<u> </u>		漢字 漢字	1		1		
	0	9N7010000000000011	服薬1(血圧)			コード					1:服薬あり、2:服薬なし
	☆	9N701167000000049	服薬1(血圧)(薬剤)			漢字					
	☆ O	9N701167100000049 9N7060000000000011	服薬1(血圧)(服薬理由) 服薬2(血糖)			漢字コード	<u> </u>				1:服薬あり、2:服薬なし
	☆	9N706167000000049	服薬2(血糖)(薬剤)			漢字	<u> </u>	<u> </u>			・ 川木木・ソ / ) ・ 川 木・
	☆	9N706167100000049	服薬2(血糖)(服薬理由)			漢字					
	O ☆	9N711000000000011 9N711167000000049	服薬3(脂質) 服薬3(脂質) (薬剤)			コード 漢字					1:服薬あり、2:服薬なし
	☆	9N711167100000049	服薬3(脂質)(服薬理由)			漢字	<b>.</b>				
	☆	9N7160000000000011	既往歴1(脳血管)			コード	1				1:はい、2:いいえ
FF	☆☆		既往歴2(心血管) 既往歴3(腎不全・人工透析)	<u> </u>		コード	<u> </u>		<u> </u>		1:はい、2:いいえ 1:はい、2:いいえ
質問	☆	9N7310000000000011	成住歴3(育不至・人工透析) 貧血			コード	1	<u> </u>			1:はい、2:いいえ 1:はい、2:いいえ
票	0	9N736000000000011	喫煙			コード	<b></b>				1:はい、2:いいえ
	☆	9N741000000000011 9N746000000000011	20歳からの体重変化 30分以上の運動習慣			コード コード	1				1:はい、2:いいえ
	☆☆	9N7510000000000011 9N75100000000000011	30分以上の運動習慣 歩行又は身体活動			コート	<u> </u>		1		1:はい、2:いいえ 1:はい、2:いいえ
	☆	9N7560000000000011	歩行速度			コード					1:はい、2:いいえ
	☆	9N8720000000000011	咀嚼	<u> </u>		コード	1		1		1:何でも、2:かみにくい、3:ほとんどかめない
	☆	9N7660000000000011	食べ方1(早食い等)			コード					1: 速い、2: ふつう、3: 遅い
	☆		食べ方2(就寝前)			コード	` <u> </u>				1:はい、2:いいえ
	☆	9N782000000000011	食べ方3(間食)			コード	1				1:毎日、2:時々、3:ほとんど摂取しない
1	☆	9N7810000000000011	食習慣			コード	1	<u> </u>			1:/はい、2:いいえ
									,		

	è日本病院協会 医療行政情報 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·									
htt		/www.ajha.or.jp/topi		Ţ	тт.					
	☆	9N786000000000011		コート				1:毎日、2:時々、3:ほとんど飲まない		
	☆		飲酒量	コート				1:1合未満、2:1~2合未満、3:2~3合未満、4:3合以上		
	☆		睡眠	コート				1:はい、2:いいえ  1:意志なし、2:意志あり(6か月以内)、3:意志あり(近いうち)、4:		
	☆		生活習慣の改善	コート				取組済み(6ヶ月未満)、5:取組済み(6ヶ月以上)		
1-1-	☆	9N806000000000011	保健指導の希望	コート				1:はい、2:いいえ		
情報提供	☆	9N950000000000011	情報提供の方法	2-1				1:付加価値の高い情報提供、2:専門職による対面説明、3:1と2両 方実施 1~3に当てはまらない場合は出現させない		
初回面接	☆	9N807000000000011	初回面接実施	2-1				1:健診当日に初回面接実施 1に当てはまらない場合は出現させない		
-		9N811000000000011	1. バスや電車で1人で外出してい ますか	コート	,			0:はい、1:いいえ		
		9N816000000000011	2. 日用品の買物をしていますか	コート				0:はい、1:いいえ		
		9N8210000000000011	3. 預貯金の出し入れをしています	コート	,			0:はい、1:いいえ		
		9N826000000000011	か 4. 友人の家を訪ねていますか		,			0:はい、1:いいえ		
			5. 家族や友人の相談にのっていま	<u>-</u>						
		9N831000000000011	すか	コート				0:はい、1:いいえ		
		9N836000000000011	6. 階段を手すりや壁をつたわらず に昇っていますか	コート	`			0:はい、1:いいえ		
		9N841000000000011	7. 椅子に座った状態から何もつか まらずに立ち上がっていますか	コート				0:はい、1:いいえ		
			8.15分位続けて歩いていますか	コート				0:はい、1:いいえ		
		9N851000000000011	9. この1年間に転んだことがあり ますか	コート	<b>`</b>			1:はい、0:いいえ		
	***************************************	9N856000000000011	3. 10. 転倒に対する不安は大きいで すか	コート	`			1:はい、0:いいえ		
		9N861000000000011	11.6ヵ月間で2~3kg以上の体重減 少がありましたか	コート	>			1:はい、0:いいえ		
基		9N866000000000001	12. 身長 cm 体重 kg(BMI= )	数字	$kg/m^2$			身長と体重から計算されるBMIを記載すること。小数点以下1桁		
本チ		9N871000000000011	13. 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	コート	`			1:はい、0:いいえ		
エッ		9N876000000000011	14. お茶や汁物等でむせることが ありますか	コート	`			1:はい、0:いいえ		
ク		9N881000000000011	15. 口の渇きが気になりますか	コート				1:はい、0:いいえ		
リス		9N886000000000011	16. 週に1回以上は外出しています	コート				0:はい、1:いいえ		
1		9N891000000000011	17. 昨年と比べて外出の回数が減っていますか	コート	`````			1:はい、0:いいえ		
		9N896000000000011	18. 周りの人から「いつも同じ事 を聞く」などの物忘れがあると言 われますか	コート	,			1:はい、0:いいえ		
		9N901000000000011	19. 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	コート				0:はい、1:いいえ		
		9N906000000000011	20. 今日が何月何日かわからない 時がありますか	1-1	>			1:はい、0:いいえ		
			21. (ここ2週間)毎日の生活に充実 感がない	コート	`			1:はい、0:いいえ		
		9N9160000000000011	22. (ここ2週間)これまで楽しんで やれていたことが楽しめなくなっ た	コート				1:はい、0:いいえ		
			23. (ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	J-1				1:はい、0:いいえ		
		9N926000000000011	24. (ここ2週間)自分が役に立つ人 間だと思えない	コート				1:はい、0:いいえ		
		9N931000000000011	25. (ここ2週間)わけもなく疲れた ような感じがする	コート	,			1:はい、0:いいえ		

(表の説明)
注1) ○…必須項目、□…医師の判断に基づき選択的に実施する項目、▲…医療保険者に報告する必要はないが、受診者に対して健診結果を通知する項目、●…いずれかの項目の実施で可、☆…情報を入手した場合に限り、医療保険者に報告する項目
注2) 医療保険者は、特定健診以外の項目について、健診機関等における対応の可否を踏まえ、本表に示す項目以外の項目をも含め、任意に特定健診以外の項目の実施や、当該項目の入力方法の変更等を行うことができる。

# 保健指導情報

	保健指導情報								
番号	記載 1回目 の請求 時	成区分(注 2回目 の請求 時	国への	項目コード	項目名	データ 値	データ タイプ	単位	備考
1101	0		0	1020000001	保健指導区分		コード		1: 積極的支援、2: 動機づけ支援、3: 動機付け支援相当、 4: モデル実施
1102	Δ		Δ		行動変容ステージ		コード		4:モデル実施 1: 意志なし、2: 意志あり(6ヶ月以内)、3: 意志あり(近いうち)、4: 取組済み(6ヶ月未満)、5: 取組済み(6ヶ月 以上)
1103	☆				保健指導コース名		漢字		
1301	0		0	1022000011	初回面接の実施日付		年月日		YYYYMDD 1. 個別支援 2. グループ支援 5. 清陽素操
1302	0		0	1022000012	初回面接による支援の支援形態		コード		1:個別支援、2:グループ支援、5:遠隔面接 ※初回面接を分割して実施した場合における2回目(初 回面接②)は、支援形態により「3:電話」又は「4:電 子メール支援」を記載してもよい。
1303	0		0		初回面接の実施時間		数字	分	
1304	0		0		初回面接の実施者		コード		1:医師、2:保健師、3:管理栄養士、4:その他
1305 1306	$\triangle$				初回面接情報 継続的支援予定期間		漢字 数字	週	
1307	☆			1021000020	日樗腹囲		数字	CM	
1308	☆			1021001032			数字	kg	
1309					目標収縮期血圧		数字	mmHg	
1310	☆				目標拡張期血圧   一日の削減目標エネルギー量		数字 数字	mmHg	
1311 1312	☆				一日の削減日標エイルキー重  一日の運動による目標エネルギー量		数子 数字	kcal kcal	
1313	☆			1021001051	一日の食事による目標エネルギー量		数字	kcal	
1501		<b>^</b> *			中間評価の実施日付		年月日		YYYYMMDD
1502		<b>*</b>		1032000012	中間評価の支援形態		コード		1:個別支援A、3:グループ支援、4:電話A、6:電子メ
1503		<b>A</b> *		L	中間評価の実施時間		数字	分	一ル支援A
1503		<b>A</b> *			中間評価の実施ポイント		数字数字	<i></i>	自動計算
1505		*		1032000015	中間評価の実施者		コード		1:医師、2:保健師、3:管理栄養士、4:その他
1506		<b>^</b> *		1032001031	中間評価時の腹囲		数字	cm	YYYYMMDD
1507		<b>^</b> *			中間評価時の体重		数字	kg	
1508		<u> </u>			中間評価時の収縮期血圧		数字	mmHg	
1509	-			<del></del>	中間評価時の拡張期血圧 中間評価時の生活習慣の改義(学業・食生		数字	mmHg	
1510	ĺ	<b>*</b>		1032001042	中間評価時の生活習慣の改善(栄養・食生活)		コード		0:変化なし、1:改善、2:悪化
1511		<b>^</b> *		1032001041	中間評価時の生活習慣の改善(身体活動)		コード		0:変化なし、1:改善、2:悪化
1512		<b>A</b>		1032001043	中間評価時の生活習慣の改善(喫煙)		コード		1:禁煙継続、2:非継続、3:非喫煙、4:禁煙の意志な
					中間評価情報				<u> </u>
1513 1411		*			中国計画情報  支援A①の実施日付		年月日		YYYYMMDD
				T					1111MMDD 1:個別支援A、3:グループ支援、4:電話A、6:電子メ
1412		*		L	支援A①の支援形態		コード		ール支援A
1413		*			支援A①の実施時間		数字	分	
1414		*			支援A①の実施ポイント		数字		自動計算
1415 1416		*			支援A①の実施者 支援A①情報		コード 漢字		1:医師、2:保健師、3:管理栄養士、4:その他
1421		*		支援A①の対 応するコー ドと同一			年月日		YYYYMMDD
1422		*		下と同 支援A①の対 応するコー ドと同一	支援A②の支援形態		コード		1:個別支援A、3:グループ支援、4:電話A、6:電子メ ール支援A
1423		*		支援A①の対 応するコー ドと同一 支援A①の対	支援A②の実施時間		数字	分	
1424		*		応するコー   ドと同一	支援A②の実施ポイント		数字		自動計算
1425		*		支援A①の対 応するコー ドと同一 支援A①の対	支援A②の実施者		コード		1:医師、2:保健師、3:管理栄養士、4:その他
1426		<b>A</b>		<ul><li></li></ul>	支援A②情報		漢字		
1431		*		応するコー ドと同一 支援A①の対			年月日		YYYYMMDD
1432		*		応するコー ドと同一 支援A①の対			コード		1:個別支援A、3:グループ支援、4:電話A、6:電子メール支援A
1433		*		応するコー ドと同一 支援A①の対	支援A③の実施時間		数字	分	4 4 3 1 Mr
1434		*		応するコー ドと同一 支援A①の対	支援A③の実施ポイント 支援A③の実施者		数字  コード		自動計算 
1435		× •		応するコー ドと同一 支援A①の対 応するコー	文援A③の美胞有 支援A③情報		ュート  漢字		1:
1441		*		ドと同一 支援A①の対 応するコー			年月日		YYYYMDD
1442		*		ドと同一 支援A①の対 応するコー			コード		1:個別支援A、3:グループ支援、4:電話A、6:電子メール支援A
1443		*		ドと同一 支援A①の対 応するコー ドと同一	支援A④の実施時間		数字	分	· ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1444		*		下と同一 支援A①の対 応するコー ドと同一	支援A④の実施ポイント		数字		自動計算
1445		*		<u>下と同一</u> 支援A①の対 応するコー	支援A④の実施者		コード		

# 全日本病院協会 医療行政情報 https://www.aiha.or.ip/topics/admininfo/

https:/	//www.ajha.or.jp/to				1	
1446	<b>A</b>	ドと同一 支援A①の対 応するコー ドと同一	支援A④情報	漢字		
1451	*	1032200011	支援B①の実施日付	年月日		YYYYMDD
1452 1453	*		支援B①の支援形態 支援B①の実施時間	<u>コード</u> 数字	分	2:個別支援B、5:電話B、7:電子メール支援B
1454	*	1032200014	支援B①の実施ポイント	数字		自動計算
1455 1456	*	1032200015 1032200090	支援B①の実施者 支援B①情報	<u>コード</u> 漢字		1:医師、2:保健師、3:管理栄養士、4:その他
		支援B①の対				
1461	*	応するコー ドと同一 支援B①の対	支援B②の実施日付	年月日		YYYYMMDD
1462	*	応するコー ドと同一 支援B①の対	支援B②の支援形態	コード		2:個別支援B、5:電話B、7:電子メール支援B
1463	*	応するコー ドと同一 支援B(1)の対	支援B②の実施時間	数字	分	
1464	*	応するコー ドと同一	支援B②の実施ポイント	数字		自動計算
1465	*	支援B①の対 応するコー ドと同一	支援B②の実施者	コード		1:医師、2:保健師、3:管理栄養士、4:その他
1466	•	支援B①の対 応するコー ドと同一	支援B②情報	漢字		
1471	*	支援B①の対 応するコー ドと同一	支援B③の実施日付	年月日		
1472	*	支援B①の対 応するコー ドと同一	支援B③の支援形態	コード		2:個別支援B、5:電話B、7:電子メール支援B
1473	*	支援B(1)の対 応するコー ドと同一	支援B③の実施時間	数字	分	
1474	*	支援B①の対 応するコー ドと同一	支援B③の実施ポイント	数字		自動計算
1475	*	支援B①の対   応するコー   ドと同一	支援B③の実施者	コード		1:医師、2:保健師、3:管理栄養士、4:その他
1476	<b>A</b>	支援B①の対 応するコー ドと同一	支援B③情報	漢字		
1481	*	支援B(1)の対	支援B④の実施日付	年月日		YYYYMMDD
1482	*	支援B①の対 応するコー ドと同一	支援B④の支援形態	コード	1	2:個別支援B、5:電話B、7:電子メール支援B
1483	*	支援B①の対 応するコー ドと同一	支援B④の実施時間	数字	分	
1484	*	支援B①の対 応するコー ドと同一	支援B④の実施ポイント	数字		自動計算
1485	*	支援B①の対 応するコー ドと同一	支援B④の実施者	コード		1:医師、2:保健師、3:管理栄養士、4:その他
1486	<b>A</b>	支援B①の対	支援B④情報	漢字		
1601	0 (		3ヶ月後の評価の実施日付	年月日		YYYYMDD
1602		1042000012	3ヶ月後の評価の支援形態又は確認方法	コード		1:個別支援、2:グループ支援、3:電話、4:電子メール 本授
1603		1042000015	3ヶ月後の評価の実施者	コード		ル支援 1:医師、2:保健師、3:管理栄養士、4:その他
1604			3ヶ月後の評価ができない場合の確認回		同	確認方法に基づき、評価実施者が行った確認の回数
			数			
1605 1606	<del></del>		3ヶ月後の評価時の腹囲 3ヶ月後の評価時の体重	数字 数字	cm kg	
1607			3ヶ月後の評価時の収縮期血圧		mmHg	
1608			3ヶ月後の評価時の拡張期血圧	数字	mmHg	
1609	0 (	1042001042	3ヶ月後の評価時の保健指導による生活 習慣の改善(栄養・食生活)	コード		0:変化なし、1:改善、2:悪化
1610	0 (	1042001041	3ヶ月後の評価時の保健指導による生活 習慣の改善(身体活動)	コード		0:変化なし、1:改善、2:悪化
1611		△ 1042001043	3ヶ月後の評価時の保健指導による生活 習慣の改善(喫煙)	コード		1:禁煙継続、2:非継続、3:非喫煙、4:禁煙の意志な し
1612			実績評価情報	漢字	L	
1701	_		計画上の継続的な支援の実施回数 計画上の継続的な支援の実施回数(個別	数字	回	
1702 1703		1041101117	支援A) 計画上の継続的な支援の合計実施時間	数字  数字	回分	
1703		1041201117	(個別支援A) 計画上の継続的な支援の実施回数(個別	数字 数字	分 回	
1705		1041201113	支援B) 計画上の継続的な支援の合計実施時間 (個別支援B)	数字	分	
1706	•	1041302117	計画上の継続的な支援の実施回数(グループ支援)	数字	回	
1707	•	1041302113	計画上の継続的な支援の合計実施時間 (グループ支援)	数字	分	
LJ	1		(/ /* / 入1次/	<u> </u>	J	J

# 全日本病院協会 医療行政情報 https://www.aiha.or.ip/topics/admininfo/

	ww.ajha.or.jp/top				,	
1708		1041103117	計画上の継続的な支援の実施回数(電話A による支援)	数字	□	
1709	•	1041103113	計画上の継続的な支援の合計実施時間 (電話Aによる支援)	数字	分	
1710	•	1041104117	計画上の継続的な支援の実施回数(e-mailAによる支援)	数字	回	
1711	<b>A</b>	1041203117	計画上の継続的な支援の実施回数(電話B による支援)	数字	□	
1712	<b>A</b>	1041203113	計画上の継続的な支援の合計実施時間 (電話Bによる支援)	数字	分	
1713	<b>A</b>	1041204117	計画上の継続的な支援の実施回数(e-ma i1Bによる支援)	数字	□	
1714	•	1041100114	計画上の継続的な支援によるポイント (支援A)	数字		
1715	<b>A</b>	1041200114	計画上の継続的な支援によるポイント (支援B)	数字		
1716	•	1041800114	計画上の継続的な支援によるポイント (合計)	数字		自動計算
1731	• •	1042800117	実施上の継続的な支援の実施回数	数字	口	自動計算
1732	• •	1042101117	実施上の継続的な支援の実施回数(個別 支援A)	数字	回	
1733	• •	1042101113	実施上の継続的な支援の合計実施時間 (個別支援A)		分	
1734	<b>A A</b>	1042201117	実施上の継続的な支援の実施回数(個別		回	
1735	<b>A A</b>	1042201113	支援B) 実施上の継続的な支援の合計実施時間 (個別支援B)	数字	分	
1736	• •		(個別支援B) 実施上の継続的な支援の実施回数(グル	数字	回	
1737	• •		ープ支援) 実施上の継続的な支援の合計実施時間	数字	分	
1738	• •		(グループ支援) 実施上の継続的な支援の実施回数(電話A	数字	回	
1739	• •	1042103113	による支援) 実施上の継続的な支援の合計実施時間		分	
1740	• •	1042104117	(電話Aによる支援) 実施上の継続的な支援の実施回数(e-ma	数字	回	
1741	<b>A A</b>	1042203117	ilAによる支援) 実施上の継続的な支援の実施回数(電話B	数字	回	
1742	<b>A A</b>		による支援) 実施上の継続的な支援の合計実施時間 (電話のによる支援)	数字	分	
1743	<b>A A</b>		(電話Bによる支援) 実施上の継続的な支援の実施回数(e-ma	数字	回	
1744		1049100114	i1Bによる支援) 継続的な支援によるポイント(支援A)	数字		
1744			継続的な支援によるポイント(支援B)			白動計算
1746	• •		継続的な支援によるポイント(合計)	数字		自動計算
1747	<b>A A</b>		禁煙指導の実施回数	数字	回	
1748	• •		実施上の継続的な支援の終了日	年月日		YYYYMMDD
1811 1812	0		保健指導機関番号(1) 保健指導機関名(1)	数字 漢字		
1813	0		主対応内容(1)	コード		1:個別支援、2:グループ支援、3:電話、4:電子メール支援、5:遠隔面接
1814	0	1042000086	実施内容(1)	コード		1:初回面接(分割実施以外)、2:初回面接①、3:初回面接②、4:中間評価、5:継続的支援、6:実績評価
1821	0	保健指導機 関番号(1)と 同じ	保健指導機関番号(2)	数字		TO CONTRACT THE PART OF TEMPORAL VIOLENCE VIOLEN
1822	0	保健指導機 関名(1)と 同じ	保健指導機関名(2)	漢字		
1823	0	主対応内容 (1)と同じ	主対応内容(2)	コード		1:個別支援、2:グループ支援、3:電話、4:電子メール支援、5:遠隔面接
1824	0	(1)と同じ	実施内容(2)	コード		1:初回面接(分割実施以外)、2:初回面接①、3:初回面接②、4:中間評価、5:継続的支援、6:実績評価
1831	0	同じ	保健指導機関番号(3)	数字		
1832	0	同じ	保健指導機関名(3)	漢字		
1833	0	(1)と同じ	主対応内容(3)	コード		1:初回面接①、2:初回面接②、3:継続的支援、4:集 績評価、5:遠隔面接
1834	0	実施内容 (1)と同じ 保健指導機	実施内容(3)	コード		1:初回面接(分割実施以外)、2:初回面接①、3:初回面接②、4:中間評価、5:継続的支援、6:実績評価
1841	0	関番号(1)と 同じ	保健指導機関番号(4)	数字		
1842	0	保健指導機 関名(1)と 同じ	保健指導機関名(4)	漢字		
1843	0		主対応内容(4)	コード		1:個別支援、2:グループ支援、3:電話、4:電子メー

https://www.a	jha.or.jp/topic	s/admininfo/			
-		(1)と同じ			ル支援、5:遠隔面接
1844	0	実施内容 (1)と同じ	実施内容(4)	コード	1:初回面接(分割実施以外)、2:初回面接①、3:初回 面接②、4:中間評価、5:継続的支援、6:実績評価
1851	0	保健指導機 関番号(1)と 同じ	保健指導機関番号(5)	数字	
1852	0	保健指導機 関名(1)と 同じ	保健指導機関名(5)	漢字	
1853	0	主対応内容 (1)と同じ	主対応内容(5)	コード	1:個別支援、2:グループ支援、3:電話、4:電子メール支援、5:遠隔面接
1854	0	実施内容 (1)と同じ	実施内容(5)	コード	1:初回面接(分割実施以外)、2:初回面接①、3:初回 面接②、4:中間評価、5:継続的支援、6:実績評価
1861	0	保健指導機 関番号(1)と 同じ	保健指導機関番号(6)	数字	
1862	0	保健指導機 関名(1)と 同じ	保健指導機関名(6)	漢字	
1863	0	主対応内容 (1)と同じ	主対応内容(6)	コード	1:個別支援、2:グループ支援、3:電話、4:電子メール支援、5:遠隔面接
1864	0	実施内容 (1)と同じ	実施内容(6)	コード	1:初回面接(分割実施以外)、2:初回面接①、3:初回 面接②、4:中間評価、5:継続的支援、6:実績評価
1871	0	同じ	保健指導機関番号(7)	数字	
1872	0	保健指導機 関名(1)と 同じ	保健指導機関名(7)	漢字	
1873	0	主対応内容 (1)と同じ	主対応内容(7)	コード	1:初回面接①、2:初回面接②、3:継続的支援、4:実 績評価、5:遠隔面接
1874	0	実施内容 (1)と同じ	実施内容(7)	コード	1:初回面接(分割実施以外)、2:初回面接①、3:初回面接②、4:中間評価、5:継続的支援、6:実績評価
1881	0	保健指導機 関番号(1)と 同じ		数字	
1882	0	保健指導機 関名(1)と 同じ	保健指導機関名(8)	漢字	
1883	0	主対応内容 (1)と同じ	主対応内容(8)	コード	1:個別支援、2:グループ支援、3:電話、4:電子メール支援、5:遠隔面接
1884	0	実施内容 (1)と同じ	実施内容(8)	コード	1:初回面接(分割実施以外)、2:初回面接①、3:初回 面接②、4:中間評価、5:継続的支援、6:実績評価

1回目の請求時=初回面接終了後、2回目の請求時=6ヶ月後の実績評価終了後。

- 条件:○…必須入力項目、☆…少なくとも保険者が委託により実施した場合は必須入力項目、△…情報を入手した場合に入力、□…計画において目標値を定めた場合についてのみ入力。
- 場合についていみへり。
  ●…必須入力項目(積極的支援、モデル実施の場合)、★…少なくとも保険者が委託により実施した場合は必須入力項目(積極的支援、モデル実施の場合)、
  ▲…情報を入手した場合に入力(積極的支援、モデル実施の場合)とするが、動機付け支援、動機付け支援相当の場合において、保険者との契約により継続的な支援の実施及びその報告が求められている場合についてのみ入力する(積極的支援に準じた継続的支援を実施する場合のみ)。また、中間評価を実施した場合は、\*の項目は必須入力項目である。
  注2 必須でなくとも全項目電子化し保管することも可。また電子化しない場合でも紙での記録(対象者一人ひとりの「特定保健指導支援計画及び実施報告書」)は委託・直営に関わらず必須

- 注3 2回目以降の報告は、それまでのデータに追加(上書き)しやり取りするものとする。 注4 ○☆は代行機関等でチェックすべき項目を示したものであり、各回の送付ファイルに入れるべき項目を示したものではない。 注5 項目1811~1884については、初回面接(分割して実施した場合は初回面接①と初回面接②それぞれ)、中間評価(実施した場合のみ)、継続的支援(実施した場 合のみ)、実績評価それぞれについて、保険者が直営で実施した場合も含めて入力する。